税 務 統 計

令和７年度版
（２０２５年）

和泉市総務部税務室

目　　次

1.　市の概要と財政

(1)　位置及び面積 …… 4

(2)　人口・世帯数の推移 …… 4

(3)　行政機構図 …… 5

(4)　税務職員数 …… 7

(5)　事務分掌規則 …… 7

(6)　令和６年度一般会計予算額及び決算額 …… 8

(7)　一般会計歳入歳出予算現額の推移 …… 11

(8)　一般会計歳入歳出決算額の推移 …… 13

(9)　市税決算額等の推移 …… 15

(10)　市税税目別収入額と構成比の推移 …… 18

2.　市　民　税

(1)　納税義務者数の推移（課税状況等の調） …… 19

(2)　所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調） …… 21

(3)　令和７年度課税標準額段階別所得割額等に関する調 …… 25

(4)　市民税の調定額等の推移（決算） …… 27

ア　納税義務者数の推移 …… 27

イ　調定額の推移 …… 27

3.　固定資産税・都市計画税

(1)　固定資産税の課税状況調（概要調書）…… 29
ア　納税義務者数の推移 …… 29
イ　土　　地 …… 30
ウ　家　　屋 …… 31
エ　償却資産 …… 33
(2)　都市計画税の課税状況調（概要調書）…… 34
ア　納税義務者数の推移 …… 34
イ　課税標準額等の推移 …… 34
(3)　国有資産等所在市町村交付金（決算）…… 35
(4)　固定資産税等の調定額の推移（決算）…… 36

4.　諸　　税

(1)　軽自動車税の推移（決算） …… 37
ア　課税台数の推移 …… 37
イ　調定額の推移 …… 38
(2)　市たばこ税の推移（決算）…… 38
ア　令和６年度月別調定額等の推移 …… 38
イ　売渡本数等の推移 …… 39

5.　納　　税

(1)　納期前納付報奨金の推移 …… 40
(2)　督促手数料及び延滞金収入額の推移 …… 40
(3)　口座振替利用状況の推移 …… 41
(4)　市税証明発行件数等の推移 …… 43
(5)　差押処分状況の推移 …… 44
(6)　不納欠損処分状況の推移 …… 45

6.　税　　制

(1)　令和７年度和泉市税の税率 …… 47
(2)　和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）…… 51
(3)　市町村税の税率等の推移 …… 65
ア　市町村民税 …… 65
(ｱ)　個　人 …… 65
(ｲ)　法　人 …… 93
イ　固定資産税 …… 97
ウ　軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）…… 107
エ　市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）…… 107
オ　電気税及びガス税（電気ガス税）…… 111
カ　都市計画税 …… 113
キ　木材引取税 …… 115
ク　特別土地保有税 …… 115

1．市の概要と財政

(1)　位置及び面積

和泉市の位置

◎ 位置　（市役所）	
東経	135°　25′　25″
北緯	34°　29′　01″
◎ 面積	
	84.98k㎡
東西	6.9 km
南北	18.8 km
◎ 海抜	
最高	885.7 m
最低	9.2 m

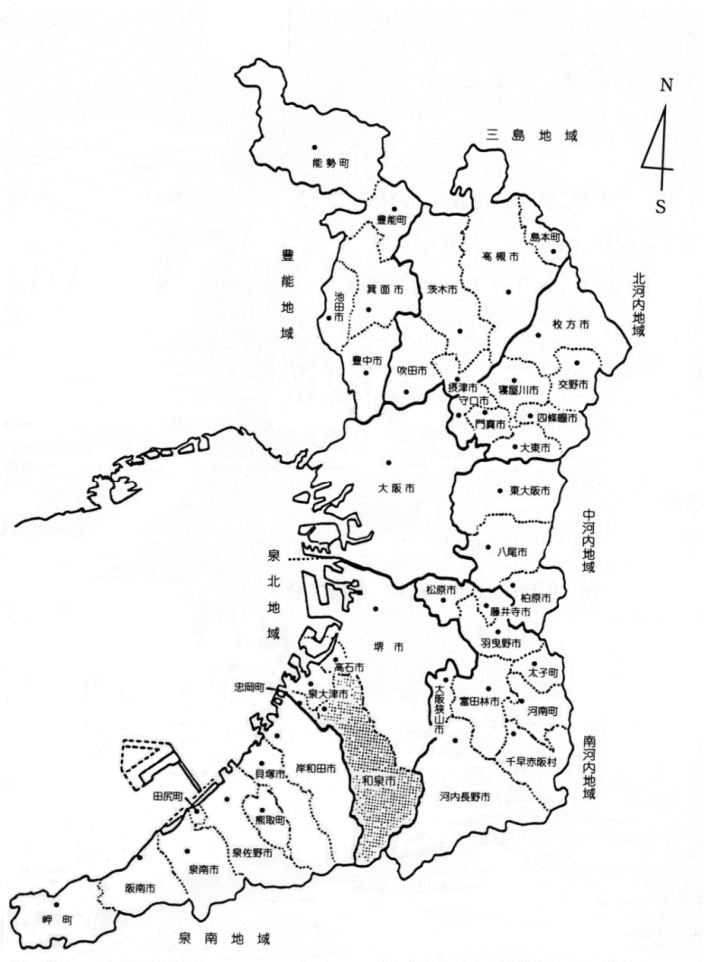

市の変遷

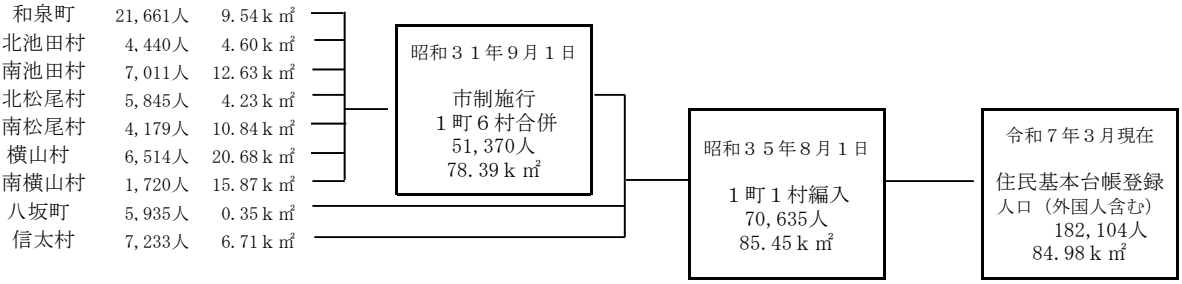

(2)　人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯、%）

区　分		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
人口	男	90,481	90,324	90,050	90,017	89,869	89,407	88,918	88,489	88,148	87,859
	女	96,120	96,046	95,886	95,873	95,921	95,406	95,267	94,725	94,482	94,245
	計	186,601	186,370	185,936	185,890	185,790	184,813	184,185	183,214	182,630	182,104
世 帯 数		76,396	77,122	77,809	78,823	79,885	80,526	80,900	81,570	82,411	83,271
人口伸率		99.7	99.9	99.8	100.0	99.9	99.5	99.7	99.5	99.7	99.7
人口密度		2,196	2,193	2,188	2,187	2,186	2,175	2,167	2,156	2,149	2,143

（注）　各年３月末現在

(3) 行 政 機 構 図

（令和7年4月1日現在）

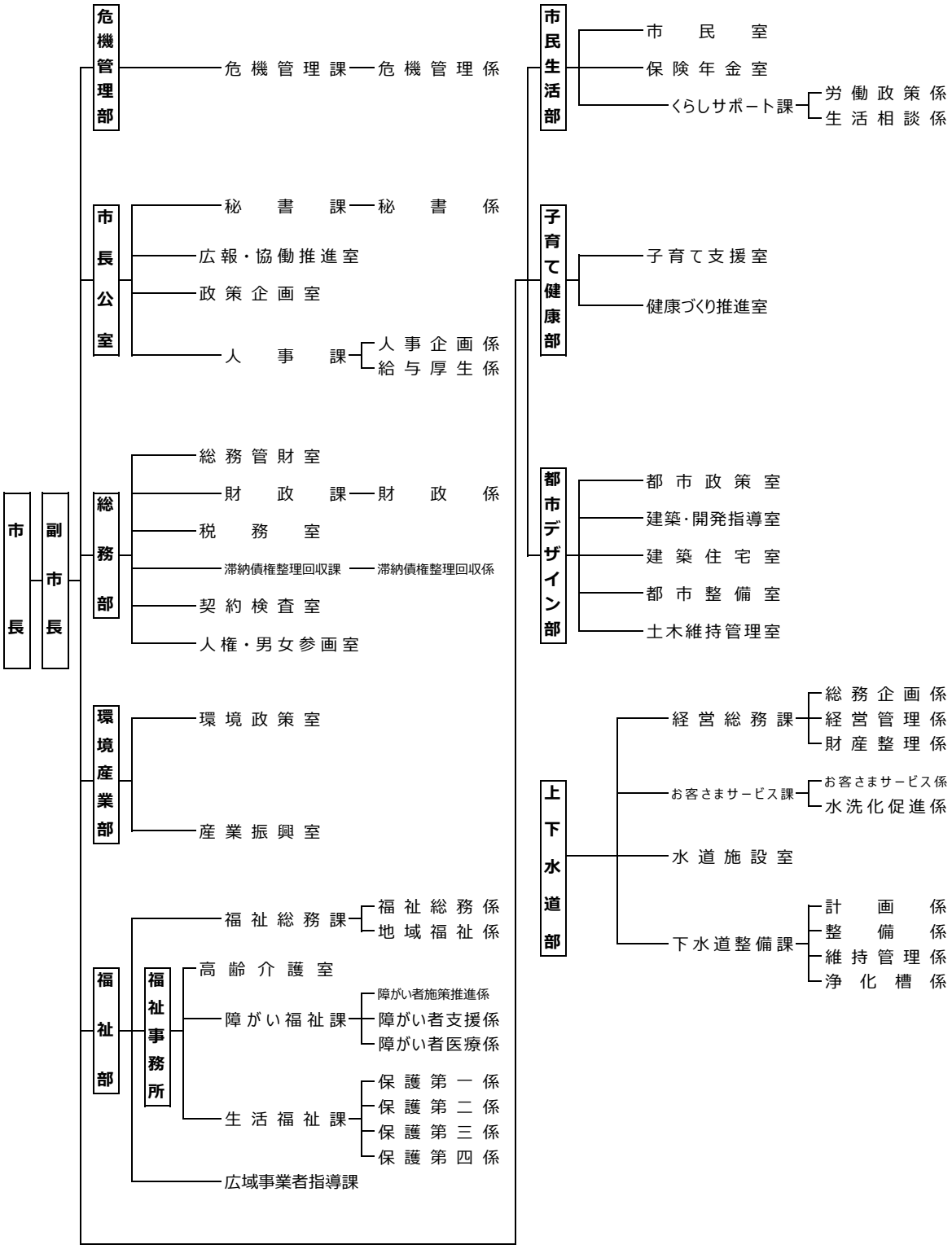

- 会計管理者
  - 会計室

- 市議会
  - 事務局
    - 総務課
      - 議事調査係

（行政委員会総合事務局）

- 選挙管理委員会 ― 選挙管理委員会事務局
- 監査委員 ― 監査事務局
- 公平委員会 ― 公平委員会事務局
- 固定資産評価審査委員会 ― 固定資産評価審査委員会事務局
- 農業委員会 ― 農業委員会事務局

- 教育委員会
  - 教育委員会事務局
    - 教育・こども部
      - 教育総務課
        - 総務係
        - 企画係
      - 小学校 18 校
      - 中学校 8 校
      - 義務教育学校2校
      - 学校園管理室
      - 学校教育室
      - こども未来室
        - 幼稚園 2 園
        - 保育園 9 園
    - 生涯学習部
      - 生涯学習推進室
      - 文化遺産活用課 ― 文化遺産活用係
      - 久保惣記念美術館 ― 事業振興係

- 消防本部
  - 総務課
    - 企画庶務係
    - 経理管財係
    - 消防団係
  - 警備課
    - 警備係
    - 救急係
  - 予防課
    - 危険物保安係
    - 設備査察係
  - 和泉消防署
    - 警防第一課
      - 本署
        - ・警防係
        - ・救急係
    - 警防第二課
      - 北分署
        - ・警防係
        - ・救急係
  - 中央消防署
    - 警防第一課
      - 本署
        - ・警防係
        - ・救急係
    - 警防第二課
      - 南分署
        - ・警防係
        - ・救急係

（一部事務組合等）

- 泉北環境整備施設組合
- 泉大津市、和泉市墓地組合
- 大阪広域水道企業団
- 泉州北部小児初期救急医療協議会
- 大阪府後期高齢者医療広域連合

(4)　税務職員数

（令和7年4月1日現在）

<table>
<tr><th rowspan="2">担当</th><th rowspan="2">グループ</th><th colspan="9">職　　員　　数</th></tr>
<tr><th>室長</th><th>課長</th><th>参事
(総括参事含む)</th><th>総括主幹</th><th>総括主査</th><th>主査
(再任用含む)</th><th>主任
(再任用含む)</th><th>主事</th><th>小計</th></tr>
<tr><td rowspan="3">資産税</td><td>家屋・償却</td><td rowspan="8">1</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">0</td><td rowspan="2">1</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>4</td><td rowspan="3">15</td></tr>
<tr><td>土 地</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>3</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>3</td><td>7</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市民税</td><td>市民税</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">0</td><td rowspan="2">1</td><td>1</td><td>0</td><td>4</td><td>1</td><td rowspan="3">13</td></tr>
<tr><td>特徴・諸税</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>0</td><td>6</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納税</td><td>納税管理</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td rowspan="2">7</td></tr>
<tr><td>計</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td>1</td><td>3</td><td>0</td><td>3</td><td>5</td><td>0</td><td>11</td><td>12</td><td>35</td></tr>
</table>

(5)　事務分掌規則

（和泉市事務分掌規則抜粋）

税務室

(1)　税制度の総合的な調査及び研究に関すること。

(2)　税収の確保及び向上に係る企画立案に関すること。

(3)　市税及び府民税（以下「市税等」という。）の賦課、徴収等に関すること。

(4)　市税等の審査請求及び減免に関すること。

(5)　市税等に係る証明及び閲覧に関すること。

(6)　固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。

(7)　国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(8)　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。

(9)　前各号に掲げるもののほか、市税に関すること。

(10)　自動車臨時運行許可に関すること。

(11)　罹(り)災証明（火災に係るものを除く。）に関すること。

(6)　令和６年度一般会計予算額及び決算額

ア　歳　　入

（単位：円、％）

科　　目	予算現額　A	決算額 収入済額　B	構成比	B－A	B／A
1 市税	23,992,307,000	24,047,896,118	30.07	55,589,118	1.00
2 地方譲与税	362,381,000	354,268,000	0.44	△ 8,113,000	0.98
3 利子割交付金	20,000,000	28,398,000	0.04	8,398,000	1.42
4 配当割交付金	220,000,000	314,727,000	0.39	94,727,000	1.43
5 株式等譲渡所得割交付金	230,000,000	413,856,000	0.52	183,856,000	1.80
6 法人事業税交付金	360,000,000	459,940,000	0.58	99,940,000	1.28
7 地方消費税交付金	4,200,000,000	4,339,210,000	5.43	139,210,000	1.03
8 ゴルフ場利用税交付金	38,000,000	33,858,720	0.04	△ 4,141,280	0.89
9 環境性能割交付金	96,000,000	94,251,000	0.12	△ 1,749,000	0.98
10 国有提供助成交付金＊1	215,499,000	216,082,000	0.27	583,000	1.00
11 地方特例交付金	1,080,698,000	1,044,857,000	1.31	△ 35,841,000	0.97
12 地方交付税	10,000,000,000	11,173,844,000	13.97	1,173,844,000	1.12
13 交通安全対策特別交付金	25,054,000	22,542,000	0.03	△ 2,512,000	0.90
14 分担金及び負担金	243,548,000	228,371,227	0.29	△ 15,176,773	0.94
15 使用料及び手数料	1,150,285,000	1,118,672,526	1.40	△ 31,612,474	0.97
16 国庫支出金	22,964,309,000	20,122,432,853	25.16	△ 2,841,876,147	0.88
17 府支出金	6,586,714,000	6,228,137,346	7.79	△ 358,576,654	0.95
18 財産収入	1,229,446,000	485,853,859	0.61	△ 743,592,141	0.40
19 寄附金	1,236,000,000	1,202,216,953	1.50	△ 33,783,047	0.97
20 繰入金	5,154,081,000	2,127,668,000	2.66	△ 3,026,413,000	0.41
21 諸収入	596,298,000	602,667,579	0.75	6,369,579	1.01
22 市債	9,386,800,000	4,580,400,000	5.73	△ 4,806,400,000	0.49
23 繰越金	722,878,000	722,877,636	0.90	△ 364	1.00
合計	**90,110,298,000**	**79,963,027,817**	**100.00**	**△ 10,147,270,183**	**0.89**

（注）＊1　国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

イ　歳　　出

科　　目	予算現額　C	決算額 支出済額　D	構成比	D－C	D／C
1 議会費	420,059,000	405,694,334	0.51	△ 14,364,666	0.97
2 総務費	11,206,454,000	8,656,849,513	10.92	△ 2,549,604,487	0.77
3 民生費	40,112,100,000	38,366,118,158	48.39	△ 1,745,981,842	0.96
4 衛生費	6,331,553,000	5,558,054,500	7.01	△ 773,498,500	0.88
5 農林水産業費	327,742,000	280,665,897	0.35	△ 47,076,103	0.86
6 商工費	814,790,000	262,210,941	0.33	△ 552,579,059	0.32
7 土木費	4,993,088,000	3,925,199,887	4.95	△ 1,067,888,113	0.79
8 消防費	3,577,762,000	3,448,489,033	4.35	△ 129,272,967	0.96
9 教育費	13,769,097,000	10,982,311,353	13.85	△ 2,786,785,647	0.80
10 災害復旧費	42,714,000	42,594,000	0.05	△ 120,000	1.00
11 公債費	5,734,248,000	5,534,570,186	6.98	△ 199,677,814	0.97
12 諸支出金	2,577,535,000	1,829,985,657	2.31	△ 747,549,343	0.71
13 予備費	85,356,000	0	0.00	△ 85,356,000	0.00
合計	**89,992,498,000**	**79,292,743,459**	**100.00**	**△ 10,699,754,541**	**0.88**

〔決算書より〕

ウ　令和６年度一般会計決算額の構成比

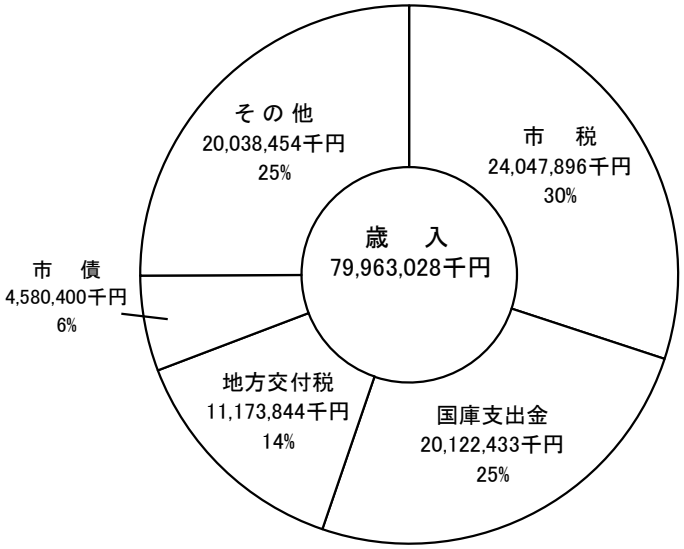

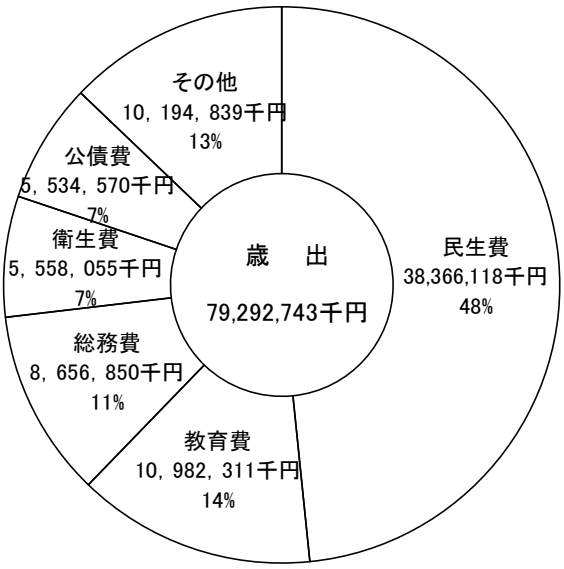

エ　一般会計歳入歳出決算額の推移図

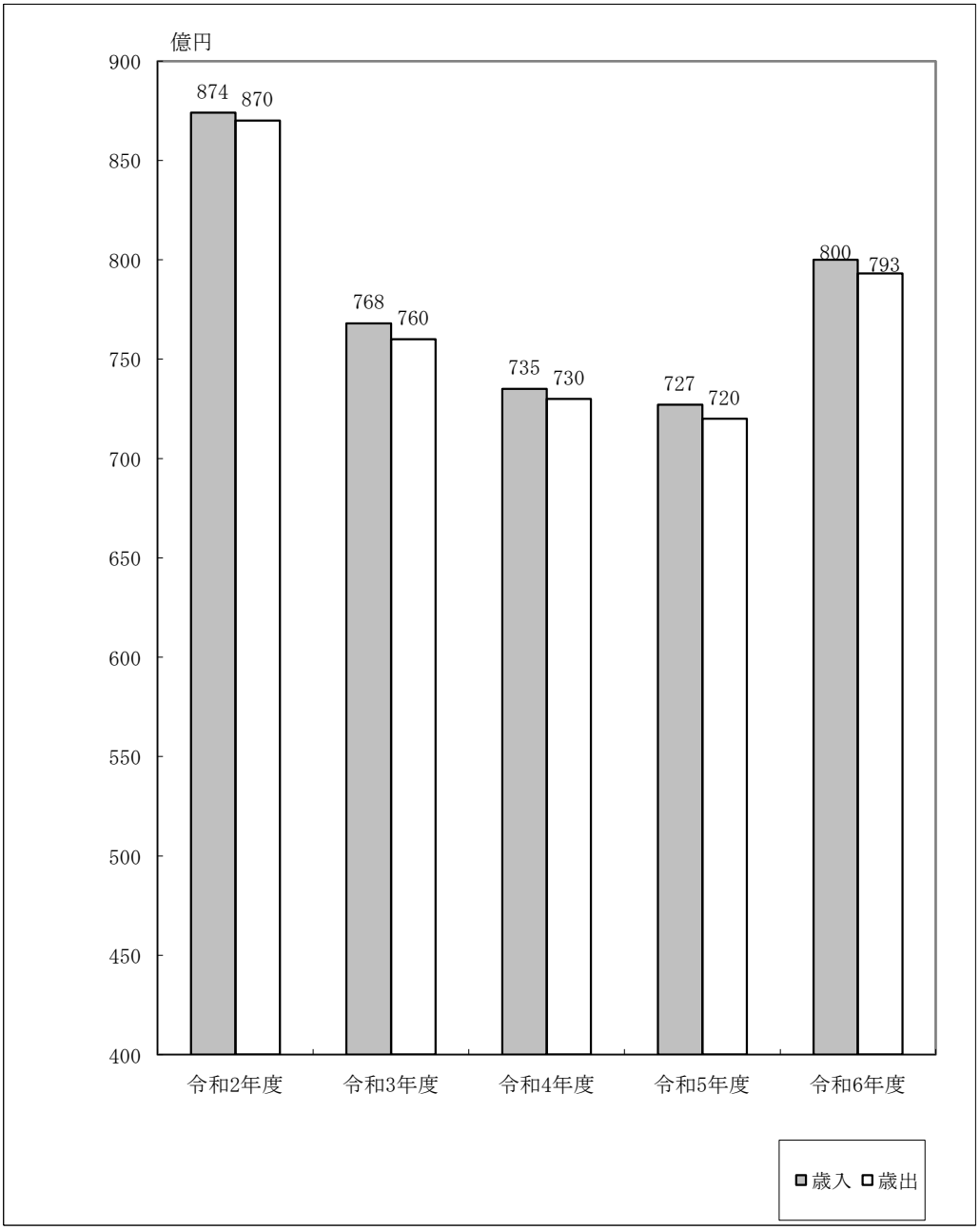

(7)　一般会計歳入歳出予算現額の推移

ア　歳　　入

区分 / 科目	令和2年度 予算現額	令和2年度 構成比	令和2年度 前年比	令和3年度 予算現額	令和3年度 構成比	令和3年度 前年比
1 市税	23,874,415	25.22	101.08	21,966,891	26.24	92.01
2 地方譲与税	331,149	0.35	100.36	321,165	0.38	96.99
3 利子割交付金	50,000	0.05	62.50	30,000	0.04	60.00
4 配当割交付金	160,000	0.17	88.89	150,000	0.18	93.75
5 株式等譲渡所得割交付金	90,000	0.10	56.25	90,000	0.11	100.00
6 法人事業税交付金	200,000	0	－	180,000	0.22	90.00
7 地方消費税交付金	3,500,000	3.70	109.38	3,600,000	4.30	102.86
8 ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.04	100.00	38,000	0.05	100.00
9 環境性能割交付金＊1	60,000	0.06	150.00	40,000	0.05	66.67
10 国有提供助成交付金＊2	218,643	0.23	100.49	218,643	0.26	100.00
11 地方特例交付金	240,000	0.25	104.35	680,000	0.81	283.33
12 地方交付税	7,500,000	7.92	102.04	7,800,000	9.32	104.00
13 交通安全対策特別交付金	21,974	0.02	94.82	24,886	0.03	113.25
14 分担金及び負担金	260,491	0.28	80.68	235,372	0.28	90.36
15 使用料及び手数料	1,205,562	1.27	101.38	1,172,059	1.40	97.22
16 国庫支出金	37,233,162	39.32	245.65	24,008,790	28.68	64.48
17 府支出金	5,585,258	5.90	98.85	5,726,292	6.84	102.53
18 財産収入	241,732	0.26	46.05	547,925	0.65	226.67
19 寄附金	565,624	0.60	56.15	882,300	1.05	155.99
20 繰入金	4,968,442	5.25	194.13	5,511,791	6.58	110.94
21 諸収入	481,100	0.51	36.60	513,369	0.61	106.71
22 市債	7,711,600	8.14	115.41	9,537,100	11.39	123.67
23 繰越金	145,345	0.15	42.13	442,911	0.53	304.73
合計	**94,682,497**	**100.00**	**134.70**	**83,717,494**	**100.00**	**88.42**

（注）＊1　平成３０年度・令和元年度の110,000千円のうち70,000千円は自動車取得税交付金の科目
　　＊2　国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

イ　歳　　出

区分 / 科目	令和2年度 予算現額	令和2年度 構成比	令和2年度 前年比	令和3年度 予算現額	令和3年度 構成比	令和3年度 前年比
1 議会費	403,043	0.42	97.09	416,476	0.50	103.33
2 総務費	7,892,472	8.33	118.41	10,573,322	12.63	133.97
3 民生費	54,181,903	57.23	158.42	41,225,795	49.24	76.09
4 衛生費	5,414,077	5.72	108.73	6,460,076	7.72	119.32
5 農林水産業費	534,735	0.57	47.59	625,591	0.75	116.99
6 商工費	1,606,669	1.70	503.06	1,041,026	1.24	64.79
7 土木費	5,234,741	5.53	140.19	4,662,041	5.57	89.06
8 消防費	1,637,661	1.73	73.38	1,562,009	1.86	95.38
9 教育費	8,781,204	9.27	106.41	6,974,536	8.33	79.43
10 災害復旧費	4	0.00	0.01	4	0.00	100.00
11 公債費	6,825,176	7.21	101.96	8,394,455	10.03	122.99
12 諸支出金	2,083,012	2.20	132.02	1,686,754	2.02	80.98
13 予備費	87,800	0.09	245.79	95,409	0.11	108.67
合計	**94,682,497**	**100.00**	**134.70**	**83,717,494**	**100.00**	**88.42**

〔決算書より〕

（単位：千円、%）

令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
23,689,958	29.50	107.84	24,223,850	29.55	102.25	23,992,307	26.63	99.04
337,382	0.42	105.05	337,170	0.41	99.94	362,381	0.40	107.48
25,000	0.03	83.33	20,000	0.02	80.00	20,000	0.02	100.00
200,000	0.25	133.33	250,000	0.30	125.00	220,000	0.24	88.00
190,000	0.24	211.11	155,000	0.19	81.58	230,000	0.26	148.39
250,000	0.31	90.00	320,000	0.39	90.00	360,000	0.40	90.00
4,080,000	5.08	113.33	4,260,000	5.20	104.41	4,200,000	4.66	98.59
38,000	0.05	100.00	38,000	0.05	100.00	38,000	0.04	100.00
100,000	0.12	250.00	60,000	0.07	60.00	96,000	0.11	160.00
215,337	0.27	98.49	217,626	0.27	101.06	215,499	0.24	99.02
239,777	0.30	35.26	249,751	0.30	104.16	1,080,698	1.20	432.71
8,500,000	10.59	108.97	9,200,000	11.22	108.24	10,000,000	11.10	108.70
27,478	0.03	110.42	28,564	0.04	103.95	25,054	0.03	87.71
256,758	0.32	109.09	258,313	0.32	100.61	243,548	0.27	94.28
1,151,199	1.43	98.22	1,149,169	1.40	99.82	1,150,285	1.28	100.10
20,954,810	26.10	87.28	22,141,074	27.01	105.66	22,964,309	25.48	103.72
5,686,985	7.08	99.31	5,902,408	7.20	103.79	6,586,714	7.31	111.59
1,222,501	1.52	223.11	73,655	0.09	6.02	1,229,446	1.36	1,669.20
751,000	0.94	85.12	1,001,000	1.22	133.29	1,236,000	1.37	123.48
4,751,317	5.92	86.20	4,461,859	5.44	93.91	5,154,081	5.72	115.51
493,275	0.61	96.09	525,633	0.64	106.56	596,298	0.66	113.44
6,383,000	7.95	66.93	6,631,200	8.09	103.89	9,386,800	10.42	141.56
753,470	0.94	170.12	472,569	0.58	62.72	722,878	0.80	152.97
80,297,247	**100.00**	**95.91**	**81,976,841**	**100.00**	**102.09**	**90,110,298**	**100.00**	**109.92**

令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比	予算現額	構成比	前年比
408,732	0.51	98.14	407,250	0.50	99.64	420,059	0.47	103.15
8,535,496	10.63	80.73	5,931,737	7.24	69.49	11,206,454	12.45	188.92
38,218,639	47.60	92.71	39,815,477	48.57	104.18	40,112,100	44.57	100.74
6,728,640	8.38	104.16	7,608,197	9.28	113.07	6,331,553	7.04	83.22
562,231	0.70	89.87	431,654	0.53	76.78	327,742	0.36	75.93
2,029,525	2.53	194.95	797,016	0.97	39.27	814,790	0.91	102.23
4,272,938	5.32	91.65	4,930,136	6.01	115.38	4,993,088	5.55	101.28
2,078,070	2.58	133.04	1,913,189	2.33	92.07	3,577,762	3.98	187.01
7,829,255	9.75	112.25	11,987,171	14.62	153.11	13,769,097	15.30	114.87
4	0.00	100.00	68,004	0.08	1,700,100.00	42,714	0.05	62.81
6,994,111	8.71	83.32	6,299,938	7.69	90.07	5,734,248	6.37	91.02
2,539,606	3.16	150.56	1,693,136	2.07	66.67	2,577,535	2.86	152.23
100,000	0.13	104.81	93,936	0.12	93.94	85,356	0.09	90.87
80,297,247	**100.00**	**95.91**	**81,976,841**	**100.00**	**102.09**	**89,992,498**	**100.00**	**109.78**

(8)　一般会計歳入歳出決算額の推移

ア　歳　　入

区分 / 科目	令和2年度 決算額	令和2年度 構成比	令和2年度 前年比	令和3年度 決算額	令和3年度 構成比	令和3年度 前年比
1 市税	24,009,805	27.45	99.67	23,795,183	30.99	99.11
2 地方譲与税	325,218	0.37	99.88	342,343	0.45	105.27
3 利子割交付金	34,186	0.04	97.08	27,576	0.04	80.66
4 配当割交付金	144,848	0.17	89.14	217,974	0.28	150.48
5 株式等譲渡所得割交付金	164,031	0.19	175.38	244,980	0.32	149.35
6 法人事業税交付金	95,934	0.11	2,117,748.34	229,319	0.30	239.04
7 地方消費税交付金	3,612,847	4.13	12,224.98	3,950,940	5.15	109.36
8 ゴルフ場利用税交付金	25,285	0.03	27.46	29,503	0.04	116.68
9 環境性能割交付金	55,053	0.06	192	66,477	0.09	120.75
10 国有提供助成交付金＊1	218,643	0.25	100.00	215,337	0.28	98.49
11 地方特例交付金	228,151	0.26	106.50	395,026	0.51	173.14
12 地方交付税	7,473,414	8.54	97.71	9,236,803	12.03	123.60
13 交通安全対策特別交付金	24,071	0.03	112.99	25,872	0.03	107.48
14 分担金及び負担金	198,011	0.23	58.79	230,857	0.30	116.59
15 使用料及び手数料	1,111,978	1.27	97.22	1,097,734	1.43	98.72
16 国庫支出金	35,757,231	40.88	252.47	21,664,700	28.22	60.59
17 府支出金	5,183,314	5.92	101.04	5,271,639	6.87	101.70
18 財産収入	39,552	0.05	7.37	138,784	0.18	350.89
19 寄附金	530,495	0.60	270.51	858,741	1.12	161.88
20 繰入金	1,689,169	1.93	207.46	1,077,890	1.40	63.81
21 諸収入	600,314	0.69	61.38	782,133	1.02	130.29
22 市債	5,800,300	6.63	134.72	6,422,200	8.37	110.72
23 繰越金	145,345	0.17	42.13	442,911	0.58	304.73
合計	**87,467,195**	**100.00**	**137.11**	**76,764,922**	**100.00**	**87.76**

（注）＊1　国有提供施設等所在市町村助成交付金の略

イ　歳　　出

区分 / 科目	令和2年度 決算額	令和2年度 構成比	令和2年度 前年比	令和3年度 決算額	令和3年度 構成比	令和3年度 前年比
1 議会費	384,719	0.44	95.83	402,151	0.53	104.53
2 総務費	6,711,998	7.71	124.87	9,523,639	12.53	141.89
3 民生費	51,014,855	58.63	158.74	37,022,545	48.71	72.57
4 衛生費	4,971,065	5.71	109.72	5,767,570	7.58	116.02
5 農林水産業費	460,010	0.53	62.05	558,308	0.73	121.37
6 商工費	1,326,082	1.52	450.86	918,273	1.21	69.25
7 土木費	4,873,959	5.60	148.20	4,264,732	5.61	87.50
8 消防費	1,579,372	1.81	73.20	1,512,048	1.99	95.74
9 教育費	6,919,085	7.95	100.27	6,124,836	8.06	88.52
10 災害復旧費	0	0.00	-	0	0.00	-
11 公債費	6,757,587	7.77	102.14	8,271,032	10.88	122.40
12 諸支出金	2,025,552	2.33	176.10	1,646,318	2.17	81.28
13 予備費	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
合計	**87,024,284**	**100.00**	**136.72**	**76,011,452**	**100.00**	**87.35**

〔決算書より〕

（単位：千円、%）

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
24,458,124	33.28	102.79	24,644,363	33.91	100.76	24,047,896	30.07	97.58
344,665	0.47	100.68	348,968	0.48	101.25	354,268	0.44	101.52
24,236	0.03	87.89	22,725	0.03	93.77	28,398	0.04	124.96
202,363	0.28	92.84	227,169	0.31	112.26	314,727	0.39	138.54
144,824	0.20	59.12	244,364	0.34	168.73	413,856	0.52	169.36
326,424	0.44	142.34	421,631	0.58	129.17	459,940	0.58	109.09
4,111,676	5.60	104.07	4,116,011	5.66	100.11	4,339,210	5.43	105.42
30,677	0.04	103.98	33,023	0.04	107.65	33,859	0.04	102.53
76,732	0.10	115.43	94,966	0.13	123.76	94,251	0.12	99.25
217,626	0.30	101.06	215,499	0.30	99.02	216,082	0.27	100.27
245,781	0.33	62.22	243,862	0.34	99.22	1,044,857	1.31	428.46
9,421,767	12.82	102.00	10,311,036	14.19	109.44	11,173,844	13.97	108.37
26,630	0.04	102.93	23,986	0.03	90.07	22,542	0.03	93.98
241,948	0.33	104.80	223,008	0.31	92.17	228,370	0.29	102.40
1,107,307	1.51	100.87	1,114,550	1.53	100.65	1,118,673	1.40	100.37
19,002,359	25.86	87.71	19,425,471	26.73	102.23	20,122,433	25.16	103.59
5,458,637	7.43	103.55	5,687,953	7.83	104.20	6,228,137	7.79	109.50
1,258,997	1.71	907.16	274,754	0.38	21.82	485,854	0.61	176.83
669,275	0.91	77.94	904,946	1.24	135.21	1,202,217	1.50	132.85
1,466,959	2.00	136.10	1,013,809	1.39	69.11	2,127,668	2.66	209.87
584,688	0.80	74.76	533,912	0.73	91.32	602,668	0.75	112.88
3,310,100	4.50	51.54	2,085,000	2.87	62.99	4,580,400	5.73	219.68
753,470	1.02	170.12	472,567	0.65	62.72	722,878	0.90	152.97
73,485,265	**100.00**	**95.73**	**72,683,573**	**100.00**	**98.91**	**79,963,028**	**100.00**	**110.02**

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
396,286	0.54	98.54	397,241	0.55	100.24	405,694	0.51	102.13
8,034,621	11.00	84.37	5,356,744	7.44	66.67	8,656,850	10.92	161.61
35,457,803	48.57	95.77	37,742,969	52.45	106.44	38,366,118	48.39	101.65
5,578,600	7.64	96.72	5,567,708	7.74	99.80	5,558,055	7.01	99.83
514,626	0.70	92.18	380,784	0.53	73.99	280,667	0.35	73.71
1,925,316	2.64	209.67	736,426	1.02	38.25	262,211	0.33	35.61
3,682,666	5.05	86.35	4,414,395	6.14	119.87	3,925,200	4.95	88.92
1,978,764	2.71	130.87	1,605,074	2.23	81.11	3,448,489	4.35	214.85
6,345,685	8.69	103.61	8,056,234	11.20	126.96	10,982,311	13.85	136.32
0	0.00	-	22,771	0.03	-	42,594	0.05	-
6,817,382	9.34	82.42	6,104,490	8.48	89.54	5,534,570	6.98	90.66
2,280,948	3.12	138.55	1,575,860	2.19	69.09	1,829,986	2.31	116.13
0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
73,012,697	**100.00**	**96.05**	**71,960,696**	**100.00**	**98.56**	**79,292,743**	**100.00**	**110.19**

(9)　市税決算額等の推移

区分 / 税目			令和2年度 調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの前年比
市民税	個人	均等割	300,038	297,696	99.2	101.8
		所得割	9,611,744	9,536,708	99.2	102.2
		うち退職分	86,336	86,336	100.0	134.2
		小計	9,911,782	9,834,404	99.2	102.1
		滞納繰越分	187,666	75,226	40.1	86.9
	法人	均等割	451,975	445,983	98.7	94.3
		法人税割	854,625	843,296	98.7	76.3
		小計	1,306,600	1,289,279	98.7	81.7
		滞納繰越分	12,425	4,293	34.5	137.7
	計		11,418,473	11,203,202	98.1	99.2
固定資産税	土地		3,378,558	3,340,053	98.9	99.5
	家屋		4,886,224	4,830,537	98.9	101.5
	償却資産		1,132,948	1,120,051	98.9	93.5
	小計		9,397,730	9,290,641	98.9	99.8
	滞納繰越分		163,161	58,729	36.0	101.6
	交付金		76,704	76,704	100.0	93.1
	計		9,637,595	9,426,074	97.8	99.7
軽自動車税			393,801	387,455	98.4	106.0
滞納繰越分			22,383	8,442	37.7	129.9
市たばこ税			1,053,693	1,053,693	100.0	100.5
特別土地保有税			0	0	－	－
滞納繰越分			0	0	－	－
都市計画税			1,940,899	1,918,839	98.9	100.6
滞納繰越分			33,679	12,100	35.9	101.4
現年課税分合計			24,081,209	23,851,015	99.0	99.7
滞納繰越分合計			419,314	158,790	37.9	95.7
市税合計			**24,500,523**	**24,009,805**	**98.0**	**99.7**

〔地方財政状況調査表第６表による〕

（単位：千円、％）

令和3年度				令和4年度			
調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比	調定額 A	収入額 B	徴収率 B/A	Bの 前年比
300,222	298,404	99.4	100.2	302,226	299,503	99.1	100.4
9,447,904	9,390,691	99.4	98.5	9,726,176	9,637,555	99.1	102.6
73,462	73,462	100.0	85.1	70,811	70,811	100.0	96.4
9,748,126	9,689,095	99.4	98.5	10,028,402	9,937,058	99.1	102.6
180,305	79,087	43.9	105.1	156,428	64,787	41.4	81.9
459,407	460,259	100.2	103.2	480,980	481,681	100.1	104.7
862,756	864,356	100.2	102.5	1,009,068	1,010,562	100.1	116.9
1,322,163	1,324,615	100.2	102.7	1,490,048	1,492,243	100.1	112.7
25,426	19,861	78.1	462.6	8,893	2,753	31.0	13.9
11,276,020	11,112,658	98.6	99.2	11,683,771	11,496,841	98.4	103.5
3,337,436	3,325,680	99.6	99.6	3,337,234	3,326,533	99.7	100.0
4,687,989	4,671,476	99.6	96.7	4,907,694	4,891,879	99.7	104.7
1,095,545	1,091,654	99.6	97.5	1,112,091	1,108,490	99.7	101.5
9,120,970	9,088,810	99.6	97.8	9,357,019	9,326,902	99.7	102.6
204,755	117,246	57.3	199.6	110,987	39,491	35.6	33.7
74,067	74,067	100.0	96.6	73,504	73,504	100.0	99.2
9,399,792	9,280,123	98.7	98.5	9,541,510	9,439,897	98.9	101.7
410,413	404,420	98.5	104.4	434,656	427,895	98.4	105.8
18,466	8,059	43.6	95.5	15,036	5,484	36.5	68.0
1,079,799	1,079,799	100.0	102.5	1,146,232	1,146,232	100.0	106.2
0	0	－	－	0	0	－	－
0	0	－	－	0	0	－	－
1,892,542	1,885,893	99.6	98.3	1,939,939	1,933,664	99.7	102.5
42,214	24,231	57.4	200.3	22,818	8,111	35.5	33.5
23,648,080	23,546,699	99.6	98.7	24,469,800	24,337,498	99.5	103.4
471,166	248,484	52.7	156.5	314,162	120,626	38.4	48.5
24,119,246	**23,795,183**	**98.7**	**99.1**	**24,783,962**	**24,458,124**	**98.7**	**102.8**

（単位：千円、％）

税目 ＼ 区分			令和5年度 調定額 A	令和5年度 収入額 B	令和5年度 徴収率 B/A	令和5年度 Bの前年比	令和6年度 調定額 A	令和6年度 収入額 B	令和6年度 徴収率 B/A	令和6年度 Bの前年比
市民税	個人	均等割	304,606	302,289	99.2	100.9	264,124	262,373	99.3	86.8
		所得割	9,773,095	9,697,363	99.2	100.6	9,218,987	9,155,189	99.3	94.4
		うち退職分	103,085	103,085	100.0	100.6	102,229	102,229	100.0	99.2
		小計	10,077,701	9,999,652	99.2	100.6	9,483,111	9,417,562	99.3	94.2
		滞納繰越分	175,996	79,500	45.2	122.7	169,857	75,865	44.7	95.4
	法人	均等割	486,114	488,618	100.5	101.4	494,504	494,464	100.0	101.2
		法人税割	941,822	946,680	100.5	93.7	872,885	872,781	100.0	92.2
		小計	1,427,936	1,435,298	100.5	96.2	1,367,389	1,367,245	100.0	95.3
		滞納繰越分	8,738	3,442	39.4	125.0	10,724	5,022	46.8	145.9
	計		11,690,371	11,517,892	98.5	100.2	11,031,081	10,865,694	98.5	94.3
固定資産税	土地		3,330,896	3,320,022	99.7	99.8	3,355,987	3,344,552	99.7	100.7
	家屋		5,032,903	5,016,505	99.7	102.5	5,038,592	5,021,429	99.7	100.1
	償却資産		1,116,232	1,112,541	99.7	100.4	1,131,342	1,127,602	99.7	101.4
	小計		9,480,031	9,449,068	99.7	101.3	9,525,921	9,493,583	99.7	100.5
	滞納繰越分		93,447	31,091	33.3	78.7	88,125	35,525	40.3	114.3
	交付金		69,278	69,278	100.0	94.3	69,543	69,543	100.0	100.4
	計		9,642,756	9,549,437	99.0	101.2	9,683,589	9,598,651	99.1	100.5
軽自動車税			442,901	436,313	98.5	102.0	465,242	458,331	98.5	105.0
滞納繰越分			14,903	5,673	38.1	103.4	14,628	6,347	43.4	111.9
市たばこ税			1,169,387	1,169,387	100.0	102.0	1,146,891	1,146,891	100.0	98.1
特別土地保有税			0	0	－	－	0	0	－	－
滞納繰越分			0	0	－	－	0	0	－	－
都市計画税			1,965,628	1,959,267	99.7	101.3	1,971,301	1,964,624	99.7	100.3
滞納繰越分			19,249	6,393	33.2	78.8	18,177	7,358	40.5	115.1
現年課税分合計			24,632,862	24,518,263	99.5	100.7	24,029,398	23,917,779	99.5	97.6
滞納繰越分合計			312,333	126,099	40.4	104.5	301,511	130,117	43.2	103.2
市税合計			**24,945,195**	**24,644,362**	**98.8**	**100.8**	**24,330,909**	**24,047,896**	**98.8**	**97.6**

〔地方財政状況調査表第６表による〕

(10)　市税税目別収入額と構成比の推移

ア　市税税目別収入額の推移　　（単位：千円）

税目＼年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民税	11,203,202	11,112,658	11,496,841	11,517,892	10,865,694
固定資産税	9,426,074	9,280,123	9,439,897	9,549,437	9,598,651
市たばこ税	1,053,693	1,079,799	1,146,232	1,169,387	1,146,891
軽自動車税	395,897	412,479	433,379	441,986	464,678
特別土地保有税	0	0	0	0	0
都市計画税	1,930,939	1,910,124	1,941,775	1,965,660	1,971,982
合計	**24,009,805**	**23,795,183**	**24,458,124**	**24,644,362**	**24,047,896**

イ　市税税目別構成比の推移　　（単位：%）

税目＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市民税	個人	41.3	41.1	40.9	40.9	39.5
	法人	5.4	5.7	6.1	5.8	5.7
	小計	46.7	46.8	47.0	46.7	45.2
固定資産税	固定資産税	38.9	38.7	38.3	38.5	39.6
	交付金	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	小計	39.2	39.0	38.6	38.8	39.9
軽自動車税 ①		1.7	1.7	1.8	1.8	1.9
市たばこ税 ②		4.4	4.5	4.7	4.7	4.8
特別土地保有税 ③		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税 ④		8	8.0	7.9	8.0	8.2
小計（①～④）		14.1	14.2	14.4	14.5	14.9
合計		**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**	**100.0**

〔各年度とも収入額（滞納繰越分含む。）である。〕

２．市民税

(1)　納税義務者数の推移（課税状況等の調）毎年7月1日時点

ア　個　　人

（単位：人）

区分 年度	均等割			所得割
	人	家屋敷	計	
令和3年度	85,233	73	85,306	80,785
令和4年度	85,751	117	85,868	81,267
令和5年度	86,496	89	86,585	82,006
令和6年度	87,544	93	87,637	77,224
令和7年度	89,395	118	89,513	84,815

イ　法　　人　　（単位：社）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資本金等の金額が50億円を超える法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(A)	27	29	32	26	26
資本金等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計が50人を超えるもの(B)	9	8	9	9	9
資本金等の金額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(c)	171	162	144	137	139
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(D)	14	14	15	16	17
資本金等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(E)	142	138	145	138	137
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(F)	53	54	52	50	52
資本金等の金額が1000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの(G)	518	508	518	504	512
資本金等の金額が1000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの(H)	20	20	20	20	19
(A)～(H)の法人等以外の法人等をいうもの(法人でない社団等を除く)	3,000	3,141	3,310	3,149	3,199
計	3,954	4,074	4,245	4,049	4,110
法人税割	3,954	4,074	4,070	4,049	4,110

(2)　所得区分別所得割額等の推移（課税状況等の調）毎年7月1日時点

ア　給与所得者

区分 / 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和3年度	65,689	81.3	99.8	231,417,942	83.3	101.7
令和4年度	66,073	81.3	100.6	235,908,664	82.9	101.9
令和5年度	67,013	81.7	101.4	242,761,707	84.5	102.9
令和6年度	64,119	83.0	95.7	244,478,568	85.0	100.7
令和7年度	68,699	81.0	107.1	256,507,007	83.1	104.9

イ　営業等所得者

区分 / 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和3年度	3,178	3.9	101.2	10,886,638	3.9	100.9
令和4年度	3,143	3.9	98.9	12,934,820	4.5	118.8
令和5年度	2,981	3.6	94.8	11,085,483	3.9	85.7
令和6年度	2,674	3.5	89.7	11,113,916	3.9	100.3
令和7年度	3,039	3.6	113.6	11,882,080	3.8	106.9

ウ　農業所得者

区分 / 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和3年度	48	0.1	109.1	144,714	0.1	117.5
令和4年度	54	0.1	112.5	182,654	0.1	126.2
令和5年度	47	0.1	87.0	169,011	0.1	92.5
令和6年度	41	0.1	87.2	182,032	0.1	107.7
令和7年度	39	0.1	95.1	175,199	0.1	96.2

（単位：千円、%）

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
87,600,004	83.9	107.8	7,894,062	84.7	97.0
88,328,840	83.8	100.8	8,021,791	83.6	101.6
89,677,567	84.3	101.5	8,277,554	85.8	103.2
88,414,461	85.8	98.6	7,795,390	85.7	94.2
93,373,504	83.6	105.6	8,814,225	84.6	113.1

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
4,023,843	3.9	106.5	380,300	4.1	96.6
4,001,139	3.8	99.4	497,719	5.2	130.9
3,876,350	3.6	96.9	392,091	4.1	78.8
3,541,228	3.4	91.4	390,140	4.3	99.5
4,004,396	3.6	113.1	431,810	4.1	110.7

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
65,831	0.1	119.9	4,223	0.0	112.9
77,397	0.1	117.6	5,985	0.1	141.7
75,182	0.1	97.1	5,137	0.1	85.8
68,797	0.1	91.5	6,035	0.1	117.5
71,230	0.1	103.5	5,978	0.1	99.1

エ　その他の所得者

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和3年度	11,133	13.8	102.9	23,411,215	8.4	107.9
令和4年度	11,228	13.8	100.9	23,986,448	8.4	102.5
令和5年度	11,222	13.7	99.9	23,681,742	8.2	98.7
令和6年度	9,530	12.3	84.9	21,806,327	7.6	92.1
令和7年度	11,979	14.1	125.7	25,534,273	8.3	117.1

オ　短期・長期譲渡所得、土地等に係る事業所得等、超短期所有土地等に係る事業所得等、株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の所得者

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和3年度	737	0.9	109.2	12,063,200	4.3	121.1
令和4年度	769	0.9	104.3	11,772,791	4.1	97.6
令和5年度	743	0.9	96.6	9,476,485	3.3	80.5
令和6年度	860	1.1	115.7	10,126,025	3.5	106.9
令和7年度	1,059	1.2	123.1	14,575,147	4.7	143.9

合　　計

区分 年度	納税義務者数			総所得金額等		
	人	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
令和3年度	80,785	100.0	100.4	277,923,709	100.0	102.9
令和4年度	81,267	100.0	100.6	284,785,377	100.0	102.5
令和5年度	82,006	100.0	100.9	287,174,428	100.0	100.8
令和6年度	77,224	100.0	94.2	287,706,868	100.0	100.2
令和7年度	84,815	100.0	109.8	308,673,706	100.0	107.3

（単位：千円、%）

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
11,668,675	11.2	113.2	652,835	7.0	102.8
11,826,187	11.2	101.3	672,972	7.0	103.1
11,758,339	11.0	99.4	656,543	6.8	97.6
9,819,661	9.5	83.5	581,747	6.4	88.6
12,558,424	11.2	127.9	709,950	6.8	122.0

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
1,074,472	0.9	112.9	387,221	4.2	120.6
1,120,940	1.1	104.3	391,313	4.1	101.1
1,075,893	1.0	96.0	316,579	3.2	80.9
1,276,624	1.2	118.7	319,092	3.5	100.8
1,657,680	1.5	129.8	462,979	4.4	145.1

所得控除額			所得割額		
金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
104,432,825	100.0	108.4	9,318,641	100.0	98.2
105,354,503	100.0	100.9	9,589,780	100.0	102.9
106,463,331	100.0	101.1	9,647,904	99.9	100.6
103,120,771	100.0	96.9	9,092,404	100.0	94.2
111,665,234	100.0	108.3	10,424,942	100.0	114.7

(3)　令和7年度課税標準額段階別所得割額等に関する調

区分 ＼ 課税標準額の段階		10万円以下の金額	10万円を超え100万円以下	100万円を超え200万円以下	200万円を超え300万円以下
納税義務者数（人）		3,394	25,679	22,774	14,870
総所得金額等	総所得金額	2,431,071	38,337,736	60,130,809	58,280,167
	山林所得金額	0	0	0	0
	分離長期譲渡所得金額	1,135,062	765,527	476,565	298,525
	分離短期譲渡所得金額	7,704	60,472	0	12
	土地等に係る事業所得等の金額等				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	212,630	6,613	670,007	371,749
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	170,041	110,210	175,875	176,731
	上場株式等に係る配当所得金額	2,540	20,299	27,511	9,835
	先物取引に係る雑所得等の金額	28,132	14,232	13,238	66,694
	計　A	3,987,180	39,315,089	61,494,005	59,203,713
所得控除	雑損	0	2,708	837	564
	医療費	63,825	519,527	397,570	285,701
	社会保険料	421,699	7,750,188	12,259,788	11,536,263
	小規模企業共済等掛金	16,463	193,928	297,922	301,420
	生命保険料	52,509	624,855	736,322	610,333
	地震保険料	3,179	34,621	38,137	36,164
	障害者	47,680	374,300	228,560	144,240
	寡婦	4,160	89,700	45,760	21,060
	ひとり親	11,100	195,000	144,600	50,400
	勤労学生	3,120			
	配偶者	128,870	1,745,280	1,271,410	1,055,710
	配偶者特別	25,850	250,310	296,110	263,240
	扶養	107,000	1,180,110	1,229,950	1,067,770
	同居特障加算分（23万円）	8,050	51,060	40,020	23,230
	基礎	1,451,690	11,037,670	9,788,090	6,389,800
	計　B	2,345,195	24,049,257	26,775,076	21,785,895
課税標準額	総所得金額等　C	159,250	14,288,590	33,355,824	36,494,348
	分離長期譲渡所得金額	1,083,487	765,504	476,550	298,517
	分離短期譲渡所得金額	7,203	60,470	0	12
	土地等に係る事業所得等の金額				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	206,525	6,610	670,002	371,744
	上場株式等に係る譲渡所得等の金額	160,403	110,165	175,834	176,698
	上場株式等に係る配当所得金額	1,527	20,268	27,484	9,807
	先物取引に係る雑所得等の金額	23,590	14,225	13,235	66,692
算出税額	総所得分等　D	9,412	856,272	2,000,314	2,189,005
	分離長期譲渡所得分	32,174	22,965	14,296	8,956
	分離短期譲渡所得分	389	3,265	0	1
	土地等に係る事業所得等分				
	一般株式等に係る譲渡所得等の金額	6,196	198	20,100	11,152
	上場株式等に係る譲渡所得等分	4,812	3,305	5,276	5,301
	上場株式等に係る配当所得金額	46	608	824	294
	先物取引に係る雑所得等分	708	427	397	2,001
	計　E	53,737	887,040	2,041,207	2,216,710
税額控除額等　F		5,727	86,146	184,410	218,133
市民税所得割額（E－F）		48,010	800,894	1,856,797	1,998,577
平均税率（D／C）(%)		5.9	6.0	6.0	6.0

（注）令和7年度課税状況等の調による。

（単位：千円）

300万円を超え400万円以下	400万円を超え550万円以下	550万円を超え700万円以下	700万円を超え1000万円以下	1000万円を超える金額	合計
7,772	5,318	1,925	1,533	1,550	84,815
40,623,287	35,700,483	16,208,287	16,139,453	32,620,525	300,471,818
0	0	0	0	0	0
1,061,915	89,776	160,155	113,599	555,938	4,657,062
0	20,913	0	917	408	90,426
69,328	21,841	95,975	6,260	566,767	2,021,170
115,896	99,442	67,456	56,562	145,104	1,117,317
6,426	18,443	7,376	7,810	37,678	137,918
37,874	2,215	270	1,245	14,095	177,995
41,914,726	35,953,113	16,539,519	16,325,846	33,940,515	308,673,706
0	0	0	0	0	4,109
192,374	190,395	103,899	97,957	187,882	2,039,130
7,843,454	6,604,572	2,614,609	2,185,442	2,441,143	53,657,158
247,487	233,550	157,071	149,033	278,875	1,875,749
369,418	272,503	99,765	79,075	75,278	2,920,058
25,200	19,703	8,416	7,347	9,113	181,880
82,440	50,920	19,680	18,400	22,760	988,980
3,120	0				163,800
3,900	0				405,000
					3,120
726,150	573,620	214,610	25,060		5,740,710
166,530	130,260	46,070	5,980		1,184,350
814,470	761,420	315,830	269,230	293,430	6,039,210
19,320	11,040	3,680	5,060	4,600	166,060
3,338,380	2,285,020	826,030	657,900	521,340	36,295,920
13,832,243	11,133,003	4,409,660	3,500,484	3,834,421	111,665,234
26,791,100	24,567,532	11,798,660	12,639,012	28,786,176	188,880,492
1,061,906	89,770	160,153	113,593	555,927	4,605,407
0	20,910	0	917	408	89,920
69,327	21,837	95,973	6,256	566,761	2,015,035
115,868	99,421	67,442	56,545	145,080	1,107,456
6,412	18,425	7,362	7,797	37,651	136,733
37,870	2,215	269	1,242	14,091	173,429
1,607,115	1,473,803	707,830	758,269	1,727,098	11,329,118
31,857	2,568	4,805	3,408	16,678	137,707
0	751	0	50	22	4,478
2,080	655	2,879	188	17,003	60,451
3,476	2,983	2,023	1,696	4,352	33,224
192	553	221	234	1,130	4,102
1,136	66	8	37	423	5,203
1,645,856	1,481,379	717,766	763,882	1,766,706	11,574,283
148,176	138,852	72,201	83,103	212,593	1,149,341
1,497,680	1,342,527	645,565	680,779	1,554,113	10,424,942
6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0

(4)　市民税の調定額等の推移（決算）

ア　納税義務者数の推移

（単位：人）

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人	普徴	均等割	25,590	24,583	24,406	25,137	25,825
		所得割	22,139	21,238	21,068	21,747	19,185
	特徴	均等割	60,123	61,195	61,765	61,891	62,185
		所得割	58,993	59,946	60,457	60,635	58,315
	計	均等割	85,713	85,778	86,171	87,028	88,010
		所得割	81,132	81,184	81,525	82,382	77,500
	特別徴収義務者		19,074	19,272	19,493	19,381	19,499
法人	均等割		3,954	4,074	4,245	4,049	4,110
	法人税割		3,954	4,074	4,070	4,049	4,110

（注）法人の納税義務者数は翌年度課税状況等の調による。

イ　調定額の推移

（単位：千円）

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人	普徴	均等割	89,827	86,343	86,358	88,283	77,762
		所得割	1,976,530	1,934,455	2,101,652	1,991,516	1,869,260
		計	2,066,357	2,020,798	2,188,010	2,079,799	1,947,022
	特徴	均等割	210,211	213,879	215,868	216,323	186,362
		所得割	7,635,214	7,513,449	7,624,524	7,781,578	7,349,727
		計	7,845,425	7,727,328	7,840,392	7,997,901	7,536,089
	計	均等割	300,038	300,222	302,226	304,606	264,124
		所得割	9,611,744	9,447,904	9,726,176	9,773,095	9,218,987
		計	9,911,782	9,748,126	10,028,402	10,077,701	9,483,111
法人	均等割		451,975	459,407	480,980	486,114	494,504
	法人税割		854,625	862,756	1,009,068	941,822	872,885
	計		1,306,600	1,322,163	1,490,048	1,427,936	1,367,389

３．固定資産税・都市計画税

(1)　固定資産税の課税状況調（概要調書）

ア　納税義務者数の推移

（単位：人）

区分	免税点以上のもの					
	土地			家屋		
年度	個人	法人	計	個人	法人	計
令和3年度	42,812	1,253	44,065	55,630	1,371	57,001
令和4年度	43,223	1,315	44,538	56,125	1,538	57,663
令和5年度	43,523	1,352	44,875	56,430	1,612	58,042
令和6年度	43,791	1,428	45,219	56,656	1,687	58,343
令和7年度	44,028	1,464	45,492	56,865	1,758	58,623

区分	免税点以上のもの			免税点未満のもの		
	償却資産					
年度	個人	法人	計	土地	家屋	償却資産
令和3年度	146	1,072	1,218	4,539	2,721	3,584
令和4年度	160	1,236	1,396	4,534	2,547	3,682
令和5年度	163	1,258	1,421	4,535	2,483	3,888
令和6年度	172	1,278	1,450	4,399	2,416	4,026
令和7年度	172	1,328	1,500	4,365	2,361	4,116

イ 土　地

区分			地積			決定		価格		筆数			平均価格
			評価総地積 (a)	法定免税点未満のもの (b)	法定免税点以上のもの ((a)－(b)) (c)	総額 (d)	法定免税点未満のもの (e)	法定免税点以上のもの ((d)－(e)) (f)	(f)に係る課税標準額 (g)	評価総筆数 (h)	法定免税点未満のもの (i)	法定免税点以上のもの ((h)－(i)) (j)	(d)／(a)
			㎡	㎡	㎡	千円	千円	千円	千円	筆	筆	筆	円
令和3年度			42,109,285	3,370,468	38,738,817	673,832,608	1,743,785	672,088,823	240,316,563	126,974	7,967	118,998	16,002
令和4年度			42,170,412	3,336,736	38,833,676	673,160,181	1,749,373	671,410,808	240,121,204	127,409	7,948	119,461	15,963
令和5年度			42,185,156	3,304,344	38,880,812	674,733,715	1,728,733	673,004,982	239,893,740	128,090	7,899	120,191	15,995
令和6年度			42,211,310	3,189,586	39,021,724	687,713,428	1,649,587	686,063,841	241,396,703	128,849	7,816	121,033	16,292
令和7年度			42,232,123	3,167,905	39,064,218	688,741,478	1,614,327	687,127,151	240,862,103	129,206	7,717	121,489	16,308
令和7年度地目の内訳	田	一般田	4,931,542	536,222	4,395,320	657,886	73,009	584,877	584,869	10,340	1,205	9,135	133
		介在田・市街化区域田	478,004	1,574	476,430	6,296,900	10,404	6,286,496	2,140,076	1,357	33	1,324	13,173
	畑	一般畑	5,312,142	776,097	4,536,045	366,019	54,056	311,963	311,952	8,070	1,419	6,651	69
		介在畑・市街化区域畑	137,313	1,156	136,157	1,612,472	5,150	1,607,322	696,800	623	19	604	11,743
	宅地	小規模住宅用地	8,759,324	89,508	8,669,816	385,894,504	1,256,795	384,637,709	64,091,385	59,097	1,493	57,604	44,055
		一般住宅用地	1,914,848	4,255	1,910,593	63,217,411	39,572	63,177,839	21,046,676	21,066	246	20,820	33,014
		商業地等（非住宅用地）	4,813,074	2,468	4,810,606	193,554,516	30,857	193,523,659	127,326,324	11,980	218	11,762	40,214
		計	15,487,246	96,231	15,391,015	642,666,431	1,327,224	641,339,207	212,464,385	92,143	1,957	90,186	41,496
	山林	一般山林	12,456,824	1,609,762	10,847,062	318,681	47,385	271,296	271,264	7,843	1,935	5,908	26
		介在山林	238,484	2,315	236,169	804,886	8,634	796,252	541,799	477	43	434	3,375
	上記以外のもの		3,190,568	144,548	3,046,020	36,018,203	88,465	35,929,738	23,850,958	8,353	1,106	7,247	11,289

ウ 家　屋

区分			棟数			床面積		
			総数 (d)	法定免税点未満のもの (e)	法定免税点以上のもの ((d)－(e)) (f)	総数 (g)	法定免税点未満のもの (h)	法定免税点以上のもの ((g)－(h)) (i)
			棟	棟	棟	㎡	㎡	㎡
令和3年度			69,609	4,011	65,598	10,286,619	261,611	10,025,008
令和4年度			69,839	3,634	66,205	10,356,666	132,571	10,224,095
令和5年度			70,051	3,509	66,542	10,421,740	128,633	10,293,107
令和6年度			70,197	3,394	66,803	10,473,800	124,680	10,349,120
令和7年度			70,496	3,320	67,176	10,627,576	121,437	10,506,139
令和7年度家屋の種類	木造	戸建形式住宅	39,708	1,210	38,498	4,091,630	61,897	4,029,733
		集合形式住宅	578	6	572	184,943	370	184,573
		併用住宅	706	96	610	67,512	5,229	62,283
		事務所・店舗	477	55	422	40,190	1,248	38,942
		劇場・病院	37	0	37	5,150	0	5,150
		工場・倉庫	1,839	222	1,617	168,830	10,306	158,524
		附属家	5,738	1,428	4,310	174,063	35,488	138,575
		その他	33	1	32	4,772	28	4,744
		計	49,116	3,018	46,098	4,737,090	114,566	4,622,524
	非木造	事務所・店舗	1,467	5	1,462	1,006,407	129	1,006,278
		住宅用建物	11,225	13	11,212	3,029,135	290	3,028,845
		病院・ホテル	117	0	117	118,373	0	118,373
		工場・倉庫	3,804	56	3,748	1,423,885	2,251	1,421,634
		その他	4,767	228	4,539	312,686	4,201	308,485
		計	21,380	302	21,078	5,890,486	6,871	5,883,615

決　定　価　格			単位当たり価格
総　数 (j)	法定免税点未満のもの (k)	法定免税点以上のもの ((j)－(k))(l)	(j)／(g)
千円 357,814,886	千円 4,658,415	千円 353,156,471	千円 34,784
366,553,669	218,606	366,335,063	35,393
374,967,180	213,069	374,754,111	35,979
374,474,951	207,593	374,267,358	35,753
390,516,424	198,239	390,318,185	36,746
120,053,756	99,649	119,954,107	29,341
8,550,034	508	8,549,526	46,231
1,296,095	8,288	1,287,807	19,198
1,461,520	2,825	1,458,695	36,365
231,399	0	231,399	44,932
582,651	14,439	568,212	3,451
664,999	41,778	623,221	3,820
63,830	47	63,783	13,376
132,904,284	167,534	132,736,750	28,056
60,785,572	693	60,784,879	60,399
137,786,768	1,825	137,784,943	45,487
12,310,557	0	12,310,557	103,998
41,054,332	6,468	41,047,864	28,833
5,674,911	21,719	5,653,192	18,149
257,612,140	30,705	257,581,435	43,734

エ　償却資産

（単位：千円）

区分			決定価格	課税標準額
令和3年度			81,630,415	77,464,112
令和4年度			80,556,022	78,808,700
令和5年度			81,264,218	79,198,133
令和6年度			81,486,520	79,724,515
令和7年度			86,102,785	84,314,145
令和7年度償却資産の種類	市町村長が価格等を決定したもの	構築物	18,916,059	18,898,522
		機械及び装置	27,903,307	26,812,962
		船舶	4,486	4,486
		航空機	0	0
		車輌及び運搬具	376,983	376,983
		工具、器具及び備品	15,091,834	15,088,604
		計	62,292,669	61,181,557
	法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	19,810,202	19,424,696
		道府県知事が価格等を決定し配分したもの	3,999,914	3,707,892
		計	23,810,116	23,132,588
	法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの		0	0

(2)　都市計画税の課税状況調（概要調書）

ア　納税義務者数の推移

（免税点以上のもの）

（単位：人）

区分 / 年度	土地			家屋			実数		
	個　人	法　人	計	個　人	法　人	計	個　人	法　人	計
令和3年度	40,355	1,222	41,577	53,056	1,363	54,419	59,562	1,733	61,295
令和4年度	40,790	1,279	42,069	53,516	1,426	54,942	59,976	1,809	61,785
令和5年度	41,094	1,327	42,421	53,799	1,488	55,287	60,194	1,866	62,060
令和6年度	40,089	1,242	41,331	52,530	1,516	54,046	58,252	1,794	60,046
令和7年度	40,322	1,274	41,596	52,739	1,574	54,313	58,348	1,841	60,189

イ　課税標準額等の推移

（免税点以上のもの）

区分 / 年度	地積（千㎡）	床面積（千㎡）	決定価格（千円）	課税標準額（千円）
令和3年度	15,603	9,114	983,343,381	650,838,920
令和4年度	15,627	9,179	992,725,289	658,645,509
令和5年度	15,653	9,232	1,004,725,436	660,954,359
令和6年度	15,653	9,232	1,004,725,436	660,954,359
令和7年度	15,678	9,383	1,021,420,920	676,362,030

(3)　国有資産等所在市町村交付金（決算）

年度	区分	台帳価格	算定標準額	交付金	前年比
令和2年度	国有資産	千円 1,052,774	千円 325,625	円 4,558,600	% 90.9
	公有資産	千円 12,801,595	千円 5,153,247	円 72,145,300	% 93.3
	計	千円 13,854,369	千円 5,478,872	円 76,703,900	% 93.1
令和3年度	国有資産	千円 1,046,207	千円 323,551	円 4,529,600	% 99.4
	公有資産	千円 12,614,377	千円 4,966,978	円 69,537,600	% 96.4
	計	千円 13,660,584	千円 5,290,529	円 74,067,200	% 96.6
令和4年度	国有資産	千円 971,155	千円 292,297	円 4,091,900	% 90.3
	公有資産	千円 12,574,013	千円 4,958,014	円 69,412,000	% 99.8
	計	千円 13,545,168	千円 5,250,311	円 73,503,900	% 99.2
令和5年度	国有資産	千円 957,860	千円 294,289	円 4,119,900	% 100.7
	公有資産	千円 12,270,686	千円 4,654,188	円 65,158,500	% 93.9
	計	千円 13,228,546	千円 4,948,477	円 69,278,400	% 94.3
令和6年度	国有資産	千円 1,308,757	千円 389,456	円 5,452,300	% 132.3
	公有資産	千円 12,194,357	千円 4,577,908	円 64,090,700	% 98.4
	計	千円 13,503,114	千円 4,967,364	円 69,543,000	% 100.4

(4)　固定資産税等の調定額の推移（決算）

（単位：千円）

区分 ＼ 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
固定資産税	土地	3,378,558	3,337,436	3,337,234	3,330,896	3,355,987
	家屋	4,886,224	4,687,989	4,907,694	5,032,903	5,038,592
	土地・家屋（計）	8,264,782	8,025,425	8,244,928	8,363,799	8,394,579
	償却資産	1,132,948	1,095,545	1,112,091	1,116,232	1,131,342
	計	9,397,730	9,120,970	9,357,019	9,480,031	9,525,921
交付金	交付金	76,704	74,067	73,504	69,278	69,543
	特別交付金		171,942	8,562	19,099	15,989
	基地交付金	218,643	215,337	217,626	215,499	216,082
	計	295,347	461,346	299,692	303,876	301,614
都市計画税	土地	922,326	911,732	913,300	912,732	921,083
	家屋	1,018,573	980,810	1,026,639	1,052,896	1,050,218
	計	1,940,899	1,892,542	1,939,939	1,965,628	1,971,301
合計		**11,633,976**	**11,474,858**	**11,596,650**	**11,749,535**	**11,798,836**

（注）各年度とも現年課税分に係るものである。

４．諸税

(1)　軽自動車税の推移（決算）

ア　課税台数の推移　　（単位：台）

区分			年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
原動機付自転車	50cc以下			15,152	14,641	14,175	13,748	13,365
	50cc超～90cc			540	515	526	538	504
	90cc超～125cc			3,320	3,407	3,545	3,645	3,783
	ミニカー			197	210	222	232	255
	小計			19,209	18,773	18,468	18,163	17,907
軽自動車	軽二輪車			2,290	2,348	2,365	2,419	2,424
	軽三輪車			3	3	3	1	1
	軽四輪車	乗用	営業用	12	12	11	13	20
			自家用	30,289	30,776	31,087	31,340	31,835
		貨物	営業用	434	497	500	532	539
			自家用	7,079	7,117	7,157	7,296	7,240
	小計			40,107	40,753	41,123	41,601	42,059
小型特殊	農耕用			128	133	146	156	162
	その他			180	179	184	186	188
	小計			308	312	330	342	350
二輪の小型自動車				1,844	1,926	1,978	2,067	2,126
過年度分				6	8	34	11	9
合計				**61,474**	**61,772**	**61,933**	**62,184**	**62,451**

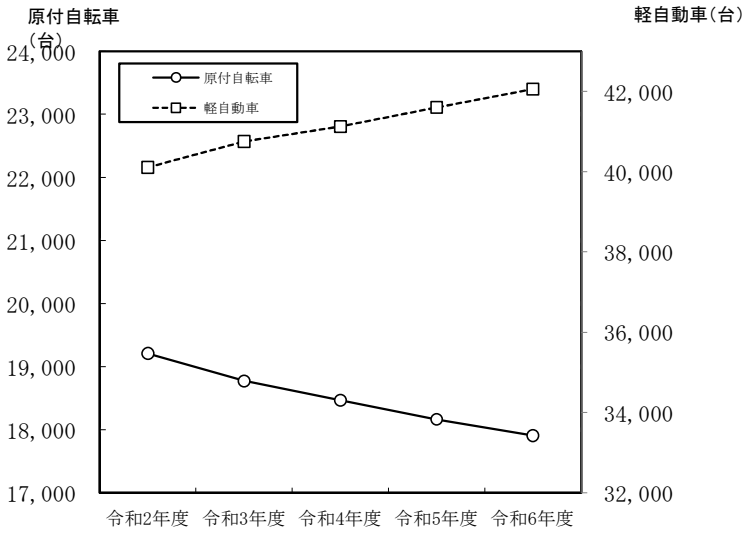

イ　調定額の推移　　（単位：千円）

区分＼年度				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
原動機付自転車（種別割）	50cc以下			30,302	29,282	28,350	27,496	26,730
	50cc超～90cc			1,080	1,030	1,052	1,076	1,008
	90cc超～125cc			7,968	8,176	8,508	8,748	9,079
	ミニカー			729	777	821	859	944
	小計			40,079	39,265	38,731	38,179	37,761
軽自動車（種別割）	軽二輪車			8,244	8,453	8,514	8,709	8,725
	軽三輪車			14	14	14	5	5
	軽四輪車	乗用	営業用	74	80	73	82	135
			自家用	283,970	297,128	311,374	319,990	331,205
		貨物	営業用	1,519	1,779	1,846	1,988	2,040
			自家用	34,975	35,537	36,240	37,340	37,416
	小計			328,796	342,991	358,061	368,114	379,526
小型特殊（種別割）	農耕用			307	319	350	374	389
	その他			1,062	1,056	1,086	1,097	1,109
	小計			1,369	1,375	1,436	1,471	1,498
二輪の小型自動車（種別割）				11,064	11,556	11,868	12,402	12,756
過年度分（種別割）				23	37	250	92	41
環境性能割				12,470	15,189	24,310	22,643	33,660
合計				**393,801**	**410,413**	**434,656**	**442,901**	**465,242**

(2)　市たばこ税の推移（決算）

ア　令和6年度月別調定額等の推移　　（単位：本、円、%）

区分＼月別	売渡本数		調定額	
	本数	構成比	金額	構成比
4月	14,326,441	8.2	93,866,840	8.2
5月	14,669,659	8.4	96,115,606	8.4
6月	15,049,661	8.6	98,605,378	8.6
7月	14,715,189	8.4	96,413,918	8.4
8月	15,218,991	8.7	99,714,828	8.7
9月	16,016,039	9.2	104,937,088	9.2
10月	13,703,136	7.8	89,782,946	7.8
11月	15,575,404	8.9	102,050,046	8.9
12月	14,517,186	8.3	95,116,601	8.3
1月	15,420,777	8.8	101,036,930	8.8
2月	13,332,640	7.6	87,355,457	7.6
3月	12,499,241	7.1	81,895,027	7.1
合計	**175,044,364**	**100.0**	**1,146,890,665**	**100.0**

イ　売渡本数等の推移

区分＼年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
売渡本数（本）	179,406,031	171,298,839	174,828,724	178,471,456	175,044,364
調定額（円）	1,053,723,937	1,079,798,591	1,146,232,389	1,169,386,980	1,146,890,665
一人当り本数（本）	971	930	954	977	961
一人当り税額（円）	5,702	5,863	6,256	6,403	6,298
年度末人口（人）	184,813	184,185	183,214	182,630	182,104

売渡本数等の推移

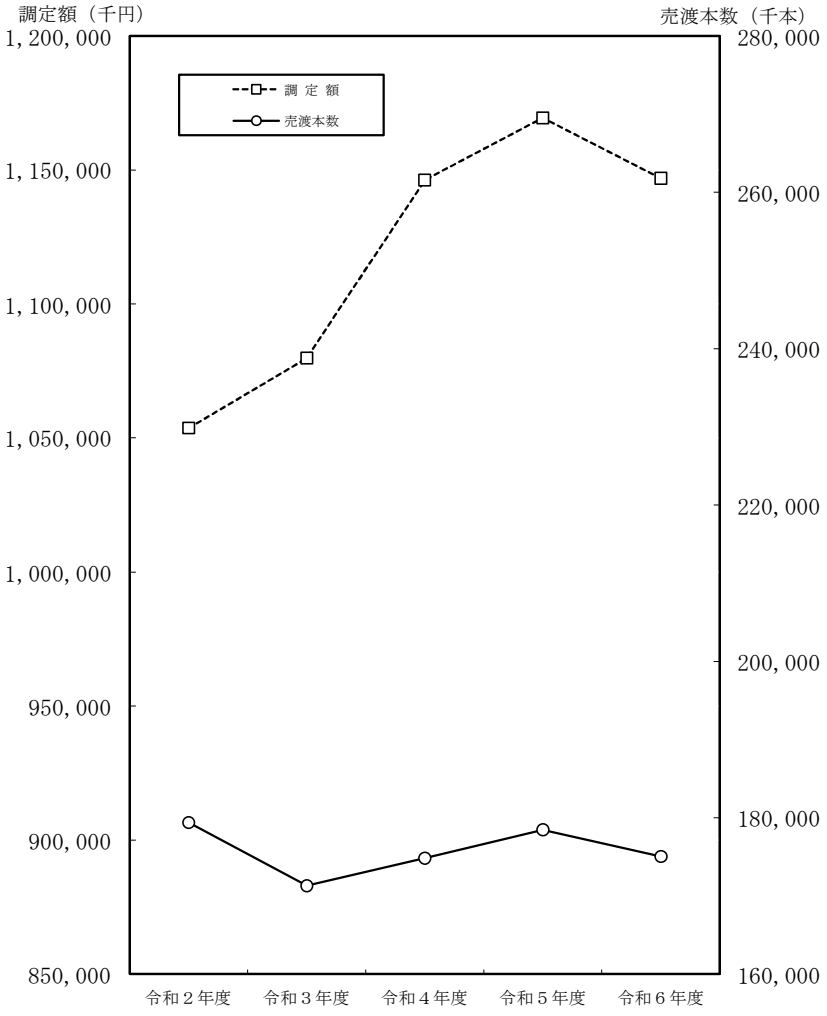

５．納税

(1)　納期前納付報奨金の推移

（単位：件、円）

区分 / 年度	市・府民税に係る報奨金		固定資産税に係る報奨金		合　計	
	件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額
平成19年度	11,163	9,383,300	34,768	30,705,700	45,931	40,089,000
平成20年度	11,090	9,200,200	34,635	31,000,900	45,725	40,201,100

※平成２１年度から廃止

(2)　督促手数料及び延滞金収入額の推移

（単位：件、円）

区分 / 年度	督　促　手　数　料		延滞金（府民税除く）	
	件　数	金　額	件　数	金　額
令和2年度	28,013	2,641,236	3,569	16,186,427
令和3年度	27,121	2,564,311	3,210	17,290,020
令和4年度	25,599	2,426,164	2,641	12,857,079
令和5年度	26,146	2,459,466	2,707	15,876,819
令和6年度	25,778	2,429,371	2,832	16,097,163

(3)　口座振替利用状況の推移

区分 / 年度		市・府民税（普通徴収）			固定資産税 都市計画税		
		税額	振替件数	納税者数	税額	振替件数	納税者数
		千円	件	人	千円	件	人
令和2年度	調定	2,795,240	－	24,507	11,338,629	－	65,464
	口座振替	670,947	9,404	3,454	4,073,136	61,946	24,948
	利用率%	24.0	－	14.1	35.9	－	38.1
令和3年度	調定	2,710,079	－	23,873	11,013,512	－	65,485
	口座振替	627,809	8,989	3,364	4,035,227	62,234	24,834
	利用率%	23.2	－	14.1	36.6	－	37.9
令和4年度	調定	2,977,290	－	23,930	11,296,958	－	66,091
	口座振替	724,639	8,490	3,225	4,290,894	61,834	24,724
	利用率%	24.3	－	13.5	38.0	－	37.4
令和5年度	調定	2,976,487	－	24,456	11,445,659	－	66,502
	口座振替	647,417	8,560	3,278	4,388,558	61,268	24,475
	利用率%	21.8	－	13.4	38.3	－	36.8
令和6年度	調定	2,634,130	－	25,037	11,497,223	－	66,518
	口座振替	657,965	7,781	2,777	4,407,955	60,702	24,329
	利用率%	25.0	－	11.1	38.3	－	36.6

（注）調定は、決算時における税額、振替件数及び納税者数である。

軽　自　動　車　税			合　　計		
税　　額	振替件数	納税者数	税　　額	振替件数	納税者数
千円 393,801	件 －	人 63,502	千円 14,527,670	件 －	人 153,473
41,505	6,867	7,099	4,785,588	78,217	35,501
10.5	－	11.0	23.5	－	21.1
410,413	－	63,878	14,134,004	－	153,236
42,537	6,794	6,894	4,705,573	78,017	35,092
10.4	－	10.8	23.4	－	20.9
434,656	－	63,307	14,708,903	－	153,328
42,751	6,611	6,749	5,058,284	76,935	34,698
9.8	－	10.7	24.1	－	22.6
442,901	－	62,227	14,865,047	－	153,185
43,120	6,518	6,654	5,079,095	76,346	34,407
9.7	－	10.7	23.3	－	22.5
465,242	－	62,548	14,596,595	－	154,103
43,163	6,365	6,487	5,109,083	74,848	33,593
9.3	－	10.4	35.0	－	21.8

※利用率の合計欄は平均値とする。

(4)　市税証明発行件数等の推移

（単位：件、円）

区分 年度	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和元年度	29,393	7,565,400	3,213	3,056,200	9,759	749,500	42,365	11,371,100
令和2年度	23,353	6,052,600	2,880	2,811,100	7,714	612,100	33,947	9,475,800
令和3年度	20,337	5,915,600	3,127	3,088,700	6,939	554,200	30,403	9,558,500
令和4年度	22,766	6,483,500	3,778	3,129,700	4,338	537,900	30,882	10,151,100
令和5年度	19,819	5,466,900	3,630	3,106,300	3,148	543,200	26,597	9,116,400
令和6年度	18,978	5,147,900	3,361	3,067,500	2,903	537,700	25,242	8,753,100

令和6年度　市税証明の月別収入状況

（単位：件、円）

区分 月別	市民税関係		資産税関係		納税関係		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4　月	984	269,700	482	431,100	205	39,400	1,671	740,200
5　月	842	233,100	317	289,300	245	39,400	1,404	561,800
6　月	3,556	935,300	257	230,700	338	34,100	4,151	1,200,100
7　月	3,353	916,800	267	227,600	289	45,200	3,909	1,189,600
8　月	1,796	493,600	222	215,300	215	43,000	2,233	751,900
9　月	1,651	452,100	228	199,100	227	41,700	2,106	692,900
10　月	1,902	517,700	293	270,300	241	47,300	2,436	835,300
11　月	1,117	302,800	265	248,100	212	42,200	1,594	593,100
12　月	787	216,100	251	233,200	219	49,100	1,257	498,400
1　月	1,031	280,900	244	217,300	226	52,700	1,501	550,900
2　月	928	252,000	261	231,900	250	56,800	1,439	540,700
3　月	1,031	277,800	274	273,600	236	46,800	1,541	598,200
合計	**18,978**	**5,147,900**	**3,361**	**3,067,500**	**2,903**	**537,700**	**25,242**	**8,753,100**

(5)　差押処分状況の推移

（単位：件、円）

差押財産＼年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不動産	差押件数	63	101	81	71	78
	参加差押件数	24	30	29	27	23
	差押税額	9,955,930	12,794,635	14,721,955	13,307,491	10,163,751
	参加差押税額	9,731,216	7,292,938	10,432,486	5,470,904	4,791,510
債権	差押件数	668	654	675	778	1,106
	参加差押件数	－	－	－	－	
	差押税額	109,065,622	73,421,031	87,778,580	101,673,442	116,563,487
	参加差押税額	－	－	－	－	
その他財産	差押件数	0	0	0	0	0
	参加差押件数	－	－	－	－	
	差押税額	0	0	0	0	0
	参加差押税額	－	－	－	－	
合計	差押件数	731	755	756	849	1,184
	参加差押件数	24	30	29	27	23
	差押税額	119,021,552	86,215,666	102,500,535	114,980,933	126,727,238
	参加差押税額	9,731,216	7,292,938	10,432,486	5,470,904	4,791,510

(6)　不納欠損処分状況の推移

（単位：件、円）

年度	税　　目	地方税法第18条該当分		地方税法第15条の7該当分		合　　計	
		件 数	金　　額	件 数	金　　額	件 数	金　　額
令和2年度	市 民 税	201	8,243,785	107	5,189,866	308	13,433,651
	固定資産税 都市計画税	96	2,844,100	47	5,703,957	143	8,548,057
	そ の 他	398	1,252,000	73	499,900	471	1,751,900
	合　計	695	12,339,885	227	11,393,723	922	23,733,608
令和3年度	市 民 税	165	5,866,032	68	3,500,786	233	9,366,818
	固定資産税 都市計画税	68	2,009,800	53	8,245,047	121	10,254,847
	そ の 他	224	1,071,680	33	129,500	257	1,201,180
	合　計	457	8,947,512	154	11,875,333	611	20,822,845
令和4年度	市　民　税	161	4,247,086	102	5,654,001	263	9,901,087
	固定資産税 都市計画税	68	2,204,550	41	8,663,094	109	10,867,644
	そ　の　他	167	943,600	67	297,100	234	1,240,700
	合　　計	396	7,395,236	210	14,614,195	606	22,009,431
令和5年度	市　民　税	116	3,353,844	90	4,003,494	206	7,357,338
	固定資産税 都市計画税	52	1,189,800	45	3,404,390	97	4,594,190
	そ　の　他	139	726,368	51	296,516	190	1,022,884
	合　　計	307	5,270,012	186	7,704,400	493	12,974,412
令和6年度	市　民　税	106	5,488,062	82	11,242,382	188	16,730,444
	固定資産税 都市計画税	38	790,988	10	2,704,038	48	3,495,026
	そ　の　他	105	675,700	23	445,229	128	1,120,929
	合　　計	249	6,954,750	115	14,391,649	364	21,346,399

６．税制

(1) 令和7年度和泉市税の税率

<table>
<tr><th colspan="2">区分
税目</th><th>課　税　客　体</th><th>納　税　義　務　者</th><th>賦　課　期　日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">市　民　税</td><td>個
人</td><td>○市内に住所を有する個人（均等割・所得割）
○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者（均等割）</td><td></td><td>1　月　1　日</td></tr>
<tr><td>法
人</td><td>○市内に事務所や事業所を有する法人（均等割・法人税割）
○市内に寮・保養所などを有する法人で、その市内に事務所、事業所を有しないもの（均等割）
○市内に事務所や事業所などを有する法人でない社団等で、収益事業を行わないもの（均等割）
（注）法人格のない社団または財団等で収益事業を行う場合は、均等割だけでなく法人税割も課税されます。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">固　定　資　産　税</td><td>固定資産
土　地
家　屋
償却資産</td><td>固定資産の所有者</td><td>1　月　1　日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>課　税　標　準　及　び　税　率</th><th>申　告　期　限</th><th>納　　期　　限</th></tr>
<tr>
<td>○均等割　　市民税 3,000円・府民税 1,300円
○所得割
<table>
<tr><th>課税総所得金額</th><th>市　民　税</th><th>府　民　税</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一律</td><td>6%</td><td>4%</td></tr>
<tr><td colspan="2">合わせて10%</td></tr>
</table>
※均等割額と併せて森林環境税1人年額1,000円（国税）を市区町村が徴収。</td>
<td>○市府民税申告書
3月17日
○給与支払報告書
1月31日
○公的年金支払報告書
1月31日
○異動届出書
徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日</td>
<td>○普通徴収
第１期　令和7年 6月30日
第２期　令和7年 9月 1日
第３期　令和7年10月31日
第４期　令和7年12月25日
○特別徴収
毎月（6月～翌年5月）分
徴収の翌月10日</td>
</tr>
<tr>
<td>○均等割
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">税　率
（年額）</th></tr>
<tr><th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th><th>市内事務所等の従業員数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>60千円</td></tr>
</table>
○法人税割
<table>
<tr><th></th><th>税率</th></tr>
<tr><td>平成26年9月30日以前に開始する事業年度分</td><td>14.7%</td></tr>
<tr><td>平成26年10月1日以後に開始する事業年度分</td><td>12.1%</td></tr>
<tr><td>令和元年10月1日以後に開始する事業年度分</td><td>8.4%</td></tr>
</table></td>
<td>○中間（予定）申告
各事業年度開始の日以降６ヶ月を経過した日から２ヶ月以内
○確定申告
各事業年度終了の日の翌日から２ヶ月以内</td>
<td>申告期限と同じ</td>
</tr>
<tr>
<td>○土地又は家屋
基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格
○償却資産
賦課期日における価格
1.4%
○免税点
土　地　30万円未満
家　屋　20　〃
償却資産　150　〃</td>
<td>○償却資産の申告
1月31日</td>
<td>第１期　令和7年6月2日
第２期　令和7年7月31日
第３期　令和7年9月30日
第４期　令和7年12月1日</td>
</tr>
</table>

区分 税目	課税客体	納　税　義　務　者	賦　　課　　期　　日
軽自動車税（種別割）	○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車	○原動機付自転車、 軽自動車、 小型特殊自動車及び、 二輪の小型自動車の所有者 （使用者）	4　月　1　日
市　た　ば　こ　税	売渡した製造たばこ	卸売販売業者等	
都　市　計　画　税	市街化区域内の土地・家屋	土地・家屋の所有者	1　月　1　日

課税標準及び税率	申告期限	納期限

○二輪車等

車種区分		税率
原動機付自転車	50ｃｃ以下 （特定小型原動機自転車を含む）	2,000円
	50ｃｃ超90ｃｃ以下	2,000円
	90ｃｃ超125ｃｃ以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪（125ｃｃ超250ｃｃ以下）		3,600円
小型二輪（250ｃｃ超）		6,000円

○軽自動車

車種区分			標準税率					
			旧税率	新税率	重課	軽課		
						25%軽減	50%軽減	75%軽減
三輪			3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	0,800円	2,900円	－	－	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	－	－	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	－	－	1,000円

申告期限	納期限
○取得申告 所有者等となった日から15日以内 ○廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内	令和7年6月2日

売渡し本数1,000本につき6,552円	当月の販売分につき翌月末日までに申告納付	
原則として、土地及び家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の0.3% 免税点　固定資産税が免税となるもの		固定資産税と併せて賦課徴収するため固定資産税の納期と同一

(2) 和泉市税の税率の推移（昭和58年度以降）

税目＼年度			昭和58年度	昭和59年度
市民税	個人	均等割(円)	1,500	同　左
		所得割	200万円以下　簡易税額表による 200万円超　7% 230万円〃　8〃 370万円〃　9〃 570万円〃　10〃 950万円〃　11〃 1,900万円〃　12〃 2,900万円〃　13〃 4,900万円〃　14〃	同　左
	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　1,500,000 〃　50人以下　270,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　1,000,000 〃　50人以下　270,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　270,000 〃　50人以下　100,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　100,000 〃　50人以下　80,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　80,000 ○上記以外　27,000	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 〃　50人以下　480,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 〃　50人以下　480,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　180,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　144,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　48,000
		法人税割	14.7%	同　左
固定資産税			1.4%	同　左
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税） （円）			○原付自転車 50cc以下　700 90cc以下　1,100 90cc超　1,450 ○小型・特殊 農耕作業用　1,450 そ の 他　4,300 ○二輪の小型　3,650 ○軽自動車 二　輪　2,200 三　輪　2,850 四輪以上 乗　用 営業用　5,200 自家用　6,500 貨物用 営業用　2,900 自家用　3,650	○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 そ の 他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二　輪　2,400 三　輪　3,100 四輪以上 乗　用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000
市たばこ税			18.1%	同　左
電気税			5%	同　左
ガス税			2%	同　左
特別土地保有税			保有分　1.4% 取得分　3 %	同　左
都市計画税			0.3%	同　左

昭和60年度	昭和61・62年度
2,000	同　　左
400万円以下　簡易税額表による 400万円超　9% 570万円〃　10〃 950万円〃　11〃 1,900万円〃　12〃 2,900万円〃　13〃 4,900万円〃　14〃	20万円以下　2.5% 20万円超　3〃 45万円〃　4〃 70万円〃　5〃 95万円〃　6〃 120万円〃　7〃 220万円〃　8〃 370万円〃　9〃 570万円〃　10〃 950万円〃　11〃 1,900万円〃　12〃 2,900万円〃　13〃 4,900万円〃　14〃
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
○原付自転車　○軽自動車 50cc以下　1,000　二　輪　2,400 90cc以下　1,200　三　輪　3,100 90cc超　1,600　四輪以上 ミニカー　2,500　乗　用 ○小型・特殊　営業用　5,500 農耕作業用　1,600　自家用　7,200 そ　の　他　4,700　貨物用 ○二輪の小型　4,000　営業用　3,000 自家用　4,000	同　　左
従　価　割　14.3% 従　量　割　1,000本につき350円	従　価　割　14.3% 従　量　割　1,000本につき350円(S61.4.30迄) 従　量　割　1,000本につき640円(S61.5.1以降)
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左

税目＼年度			昭和63年度	平成元年度
市民税	個人	均等割(円)	2,000	同　左
		所得割	60万円以下　3% 60万円超　5〃 130万円〃　7〃 260万円〃　8〃 460万円〃　10〃 950万円〃　11〃 1,900万円〃　12〃	120万円以下　3% 120万円超　8〃 500万円〃　11〃
	法人	均等割(円)	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 〃　50人以下　480,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 〃　50人以下　480,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　180,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　144,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　48,000	同　左
		法人税割	14.7%	同　左
固定資産税			1.4%	同　左
軽自動車税 (令和元年度以前の分については軽自動車税) (円)			○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ミニカー　2,500 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 そ　の　他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二　輪　2,400 三　輪　3,100 四輪以上 乗　用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000	同　左
市たばこ税			従価割　14.3% 従量割　1,000本につき640円	1,000本につき1,997円 旧３級品は1,000本につき948円
電気税			5%	廃　止
ガス税			2%	廃　止
特別土地保有税			保有分　1.4% 取得分　3　%	同　左
都市計画税			0.3%	同　左

平成2年度	平成3・4・5年度	平成6年度
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	160万円以下　3% 160万円超　8〃 550万円〃　11〃	同　　左
同　　左	同　　左	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 ○資本等の金額10億円超 従業者　50人以下　492,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　192,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　156,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　60,000
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左
―	―	―
―	―	―
同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左

税目＼年度			平成7年度	平成8年度	平成9・10年度
市民税	個人	均等割（円）	2,000	2,500	同　左
		所得割	200万円以下　3% 200万円超　8〃 700万円〃　11〃	同　左	200万円以下　3% 200万円超　8〃 700万円〃　12〃
	法人	均等割（円）	○資本等の金額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 ○資本等の金額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 ○資本等の金額10億円超 従業者　50人以下　492,000 ○資本等の金額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　192,000 ○資本等の金額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　156,000 ○資本等の金額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　60,000	同　左	同　左
		法人税割	14.7%	同　左	同　左
固定資産税			1.4%	同　左	同　左
軽自動車税（種別割）（令和元年度以前の分については軽自動車税）（円）			○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ミニカー　2,500 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 その他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二輪　2,400 三輪　3,100 四輪以上 乗用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000	同　左	同　左
市たばこ税			1,000本につき1,997円 旧３級品は1,000本につき948円	同　左	1,000本につき2,434円 旧３級品は1,000本につき 1,155円
電気税			－	－	－
ガス税			－	－	－
特別土地保有税			保有分　1.4% 取得分　3　%	同　左	同　左
都市計画税			0.3%	同　左	同　左

平成11・12・13・14年度	平成15年度	平成16・17年度	平成18年度
同　　左	同　　左	3,000	同　　左
200万円以下　3% 200万円超　8〃 700万円〃　10〃	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左
1,000本につき2,668円 旧３級品は1,000本につき1,266円	1,000本につき2,977円 旧３級品は1,000本につき 1,412円	同　　左	1,000本につき3,298円 旧３級品は1,000本につき 1,564円
―	―	―	―
―	―	―	―
同　　左	課　税　停　止	同　　左	同　　左
同　　左	同　　左	同　　左	同　　左

税目＼年度			平成19・20・21年度	平成22・23・24年度	平成25年度
市民税	個人	均等割(円)	3,000	同　左	100
		所得割	一律　6%	同　左	一律　5.85%
	法人	均等割(円)	○資本金等の額50億円超 従業者　50人超　3,600,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者　50人超　2,100,000 ○資本金等の額10億円超 従業者　50人以下　492,000 ○資本金等の額１億円超10億円以下 従業者　50人超　480,000 〃　50人以下　192,000 ○資本金等の額１千万円超１億円以下 従業者　50人超　180,000 〃　50人以下　156,000 ○資本金等の額１千万円以下 従業者　50人超　144,000 ○上記以外　60,000	同　左	同　左
		法人税割	14.7%	同　左	同　左
固定資産税			1.4%	同　左	同　左
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税） （円）			○原付自転車 50cc以下　1,000 90cc以下　1,200 90cc超　1,600 ミニカー　2,500 ○小型・特殊 農耕作業用　1,600 そ　の　他　4,700 ○二輪の小型　4,000 ○軽自動車 二　輪　2,400 三　輪　3,100 四輪以上 乗　用 営業用　5,500 自家用　7,200 貨物用 営業用　3,000 自家用　4,000	同　左	同　左
市たばこ税			1,000本につき3,298円 旧３級品は1,000本につき1,564円	1,000本につき4,618円 旧３級品は1,000本につき2,190円	1,000本につき5,262円 旧３級品は1,000本につき2,495円
電気税			－	－	－
ガス税			－	－	－
特別土地保有税			課税停止	同　左	同　左
都市計画税			0.3%	同　左	同　左

平成26年度	平成27年度
3,500	同　　左
一律　　6%	同　　左
同　左	同　　左
同　左	14.7% (H26.10.1以後に開始する事業年度分から12.1%)
同　左	同　　左
同　左	同　　左
同　左	同　　左
―	―
―	―
同　左	同　　左
同　左	同　　左

<table>
<tr><th colspan="3">税目 ＼ 年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>3,500円</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>一律　6%</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">税率
(年額)</th></tr>
<tr><th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th><th>市内事務所等の従業員数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>60千円</td></tr>
</table>
</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>12.1%</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>1.4%</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税（種別割）
（令和元年度以前の分については軽自動車税）</td><td>○原動機付自転車
50cc以下　2,000円
50cc超 90cc以下　2,000円
90cc超 125cc以下　2,400円
ミニカー　3,700円
○軽自動車
<table>
<tr><th></th><th>旧税率</th><th>新税率</th><th>重課</th><th>軽課（75%・50%・25%）</th></tr>
<tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>1,000円・2,000円・3,000円</td></tr>
<tr><td>四輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>1,800円・3,500円・5,200円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>2,700円・5,400円・8,100円</td></tr>
<tr><td>四輪貨物営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>1,000円・1,900円・2,900円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>1,300円・2,500円・3,800円</td></tr>
</table>
小型特殊自動車
農耕用　2,400円
その他　5,900円
○二輪（250cc以下）　3,600円
○二輪の小型自動車（250cc超）　6,000円</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>1,000本につき5,262円
旧3級品は1,000本につき2,925円</td><td>1,000本につき5,262円
旧3級品は1,000本につき3,355円</td></tr>
<tr><td colspan="3">電気税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">ガス税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>課税停止</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>0.3%</td><td>同　左</td></tr>
</table>

平成30年度	令和元年度
同左	同左
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
同　　左	12.1% (R1.10.1以後に開始する事業年度分から8.4%)
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左
1,000本につき5,262円(9.30迄),5,692円(10.1以降) 旧3級品は1,000本につき4,000円	1,000本につき5,692円 旧3級品は1,000本につき4,000円(9.30迄)、5,692円(10.1以降)
－	－
－	－
同　　左	同　　左
同　　左	同　　左

<table>
<tr><th colspan="3">税目 ＼ 年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>3,500円</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>一律　6%</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">税率
(年額)</th></tr>
<tr><th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th><th>市内事務所等の従業員数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr>
<tr><td>1千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>60千円</td></tr>
</table>
</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>8.4%</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="2">固定資産税</td><td>1.4%</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="2">軽自動車税（種別割）
（令和元年度以前の分については軽自動車税）</td><td>○原動機付自転車
50cc以下　2,000円
50cc超 90cc以下　2,000円
90cc超 125cc以下　2,400円
ミニカー　3,700円
○軽自動車
<table>
<tr><th></th><th>旧税率</th><th>新税率</th><th>重課</th><th>軽課(75%・50%・25%)</th></tr>
<tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>1,000円・2,000円・3,000円</td></tr>
<tr><td>四輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>1,800円・3,500円・5,200円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>2,700円・5,400円・8,100円</td></tr>
<tr><td>四輪貨物営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>1,000円・1,900円・2,900円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>1,300円・2,500円・3,800円</td></tr>
<tr><td colspan="5">小型特殊自動車</td></tr>
<tr><td colspan="4">農耕用</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他</td><td>5,900円</td></tr>
</table>
○二輪（250cc以下）　3,600円
○二輪の小型自動車（250cc超）　6,000円</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="2">市たばこ税</td><td>1,000本につき5,692円(9.30迄),6,122円(10.1以降)</td><td>1,000本につき6,122円(9.30迄)，6,552円(10.1以降)</td></tr>
<tr><td colspan="2">電気税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガス税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別土地保有税</td><td>課税停止</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画税</td><td>0.3%</td><td>同　左</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">税目 ＼ 年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>同左</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税（種別割）
（令和元年度以前の分については軽自動車税）</td><td>○原動機付自転車
50cc以下　2,000円
50cc超 90cc以下　2,000円
90cc超 125cc以下　2,400円
ミニカー　3,700円
○軽自動車
旧税率　新税率　重課　軽課（75%・50%・25%）
三輪　3,100円　3,900円　4,600円　1,000円・2,000円・3,000円
四輪乗用営業用　5,500円　6,900円　8,200円　1,800円・3,500円・5,200円
〃　自家用　7,200円　10,800円　12,900円　2,700円・－円・－円
四輪貨物営業用　3,000円　3,800円　4,500円　1,000円・－円・－円
〃　自家用　4,000円　5,000円　6,000円　1,300円・－円・－円
小型特殊自動車
農耕用　2,400円
その他　5,900円
○二輪（250cc以下）　3,600円
○二輪の小型自動車（250cc超）　6,000円</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>1,000本につき6,552円</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">電気税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">ガス税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>同　左</td><td>同　左</td></tr>
</table>

税目＼年度			令和6年度
市民税	個人	均等割	3,000円
		所得割	同　　左
	法人	均等割	同　　左
		法人税割	同　　左
固定資産税			同　　左
軽自動車税（種別割） （令和元年度以前の分については軽自動車税）			同　　左
市たばこ税			同　　左
電気税			－
ガス税			－
特別土地保有税			同　　左
都市計画税			同　　左

<table>
<tr><th colspan="3">税目 ＼ 年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">市民税</td><td rowspan="2">個人</td><td>均等割</td><td>3,000円</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>所得割</td><td>一律　　6%</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人</td><td>均等割</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">税　率
(年額)</th></tr>
<tr><th>「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額</th><th>市内事務所等の従業員数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50人超</td><td>3,600千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">10億円を超え50億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>2,100千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>492千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１億円を超え10億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>480千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>192千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下である法人</td><td>50人超</td><td>180千円</td></tr>
<tr><td>50人以下</td><td>156千円</td></tr>
<tr><td>１千万円以下の法人</td><td>50人超</td><td>144千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>60千円</td></tr>
</table>
</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td>法人税割</td><td>8.4%</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">固定資産税</td><td>1.4%</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽自動車税（種別割）
（令和元年度以前の分については軽自動車税）</td><td>○原動機付自転車
50cc以下（特定小型原動機付自転車を含む）　2,000円
50cc超 90cc以下　2,000円
90cc超 125cc以下　2,400円
ミニカー　3,700円
○軽自動車
<table>
<tr><th></th><th>旧税率</th><th>新税率</th><th>重課</th><th>軽課（75%・50%・25%）</th></tr>
<tr><td>三輪</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td><td>1,000円・2,000円・3,000円</td></tr>
<tr><td>四輪乗用営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td><td>1,800円・3,500円・5,200円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td><td>2,700円・－　円・－　円</td></tr>
<tr><td>四輪貨物営業用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td><td>1,000円・－　円・－　円</td></tr>
<tr><td>〃　自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td><td>1,300円・－　円・－　円</td></tr>
<tr><td colspan="5">小型特殊自動車</td></tr>
<tr><td colspan="4">農耕用</td><td>2,400円</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他</td><td>5,900円</td></tr>
</table>
○二輪（250cc以下）　3,600円
○二輪の小型自動車（250cc超）　6,000円</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">市たばこ税</td><td>1,000本につき6,552円</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">電気税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">ガス税</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">特別土地保有税</td><td>課税停止</td><td>同　　左</td></tr>
<tr><td colspan="3">都市計画税</td><td>0.3%</td><td>同　　左</td></tr>
</table>

(3) 市町村税の税率等の推移

ア　市町村民税

（ア）個　　人

項目＼年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度
基礎控除	所得税に同じ				
配偶者控除					
扶養控除	所得税に同じ				
税　率	均等割 400円～800円 所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和25年度に限り(1)方式のみしかとれない。	均等割 300円～700円 所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 10% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 20%	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 200円～600円 所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.50% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 7.50% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 15%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 以下左に同じ

昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 〃 3.7〃 15万円 〃 4.5〃 30万円 〃 5.2〃 50万円 〃 6.0〃 80万円 〃 6.7〃 120万円 〃 7.5〃 200万円 〃 8.2〃 300万円 〃 9.0〃 (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7〃 7万円 〃 5.0〃 12万円 〃 6.4〃 20万円 〃 8.1〃 35万円 〃 10.0〃 50万円 〃 12.3〃 80万円 〃 15.0〃 120万円 〃 18.3〃 160万円 〃 22.5〃	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 % (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率 3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 〃 3.0〃 8万円 〃 3.1〃 15万円 〃 3.5〃 20万円 〃 4.1〃 30万円 〃 4.4〃 50万円 〃 5.4〃 80万円 〃 5.5〃 100万円 〃 6.3〃 120万円 〃 6.5〃 150万円 〃 7.2〃 200万円 〃 7.4〃 250万円 〃 8.1〃 300万円 〃 8.3〃 400万円 〃 9.1〃 500万円 〃 9.2〃 (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率 3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 〃 3.5〃 7万円 〃 3.8〃 13万円 〃 4.3〃 17万円 〃 5.2〃 25万円 〃 5.8〃 40万円 〃 7.5〃 60万円 〃 7.9〃 75万円 〃 9.5〃 90万円 〃 10.0〃 110万円 〃 11.8〃 140万円 〃 12.3〃 170万円 〃 14.5〃 200万円 〃 15.1〃 250万円 〃 17.8〃 300万円 〃 18.5〃 350万円 〃 21.7〃	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率 5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 〃 4〃 50万円 〃 5〃 100万円 〃 6〃 150万円 〃 7〃 250万円 〃 8〃 400万円 〃 9〃 600万円 〃 10〃 (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率 3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 〃 4〃 20万円 〃 5〃 40万円 〃 6〃 60万円 〃 7〃 80万円 〃 8〃 110万円 〃 9〃 140万円 〃 11〃 180万円 〃 13〃 270万円 〃 16〃 380万円 〃 20〃 580万円 〃 24〃	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率 5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和42年度
基礎控除	９万円			10万円	
配偶者控除				（新設）　8万円	
扶養控除	１人目７万円 ２人目以降３万円 前年の合計所得金額が５万円を超える配偶者がある場合１人目５万円		前年の合計所得金額が５万円を超える配偶者がある場合 １人目　　６万円	扶養控除１人４万円 控除対象配偶者がない場合１人目７万円 前年の合計所得金額が５万円を超える配偶者がある場合 １人目　　６万円	扶養親族１人４万円 控除対象配偶者がない場合 １人目　７万円
税　率	所得割 (1) 本文方式 (2) 但書方式 （準拠税率） 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円　〃　4〃 50万円　〃　5〃 100万円　〃　6〃 150万円　〃　7〃 250万円　〃　8〃 400万円　〃　9〃 600万円　〃　10〃 1,000万円　〃　11〃 2,000万円　〃　12〃 3,000万円　〃　13〃 5,000万円　〃　14〃	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円　〃　4〃 70万円　〃　5〃 以下左に同じ	所得割の不均衡是正 1　40年度適用 (1) 本文方式へ統一 （但書方式の廃止） (2) 標準税率の法定 （段階、税率は左に同じ） (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍の率) 2　39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得控除とした。 (2) 専従者の税額控除の最低限の法定 3　上記１、２による減収については市町村民税臨時減税補てん債により元利とも補てんすることとされた。	所得割 退職所得については、42年１月１日から現年分離課税額は、当分の間算出税額の90%	

昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度
11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族　１人５万円 控除対象配偶者がない場合 １人目　８万円	扶養親族　１人６万円 控除対象配偶者がない場合 １人目　８万円	扶養親族　１人　８万円 配偶者がない場合 １人目　９万円	扶養親族１人　10万円 配偶者がない場合 １人目　11万円	扶養親族１人　11万円 配偶者がない場合 １人目　12万円
		所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45，46，47年度 2.7% (ロ) 48，49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額		

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族１人　12万円 配偶者がない場合 １人目　14万円 （新設） 老人扶養親族　14万円	扶養親族１人　14万円 老人扶養親族１人　6万円 配偶者がない場合 16万円	扶養親族１人　17万円 老人扶養親族１人 19万円 配偶者がない場合 19万円	
税　率	所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円　〃　4〃 80万円　〃　5〃 110万円　〃　6〃 150万円　〃　7〃 250万円　〃　8〃 400万円　〃　9〃 600万円　〃　10〃 1,000万円　〃　11〃 2,000万円　〃　12〃 3,000万円　〃　13〃 5,000万円　〃　14〃	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る 事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の110% 相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち特定 市街化区域内農地等の譲渡 所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得 税額の12.1% （ただし49年度は9.1%）		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額　1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額　1,200円 (3) その他の市町村 年額　700円 制限税率 上記区分による (1) 年額　2,200円 (2) 年額　1,600円 (3) 年額　1,000円

昭和52年度	昭和54年度
20万円	21万円
20万円	21万円
扶養親族１人　19万円 老人扶養親族１人　20万円 配偶者がない場合　20万円	扶養親族１人　20万円 老人扶養親族１人　21万円 配偶者がない場合　21万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得（52～56年度） (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の４分の３を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（52～54年度） (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の４％に相当する金額との合計額	

（注）　昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	昭和55年度
基礎控除	22万円
配偶者控除	22万円
扶養控除	扶養親族１人　22万円 老人扶養親族１人　23万円 （新設） 同居老親等扶養親族１人　26万円
税　率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市　年額　2,000円 (2) 人口５万以上50万未満の市　年額　1,500円 (3) その他の市町村　年額　1,000円 制限税率 上記区分による (1) 年　額　2,600円 (2) 年　額　2,000円 (3) 年　額　1,400円 所得割 (1) 30万円以下の金額　2% 30万円を超える金額　3〃 45万円　〃　4〃 70万円　〃　5〃 100万円　〃　6〃 130万円　〃　7〃 230万円　〃　8〃 370万円　〃　9〃 570万円　〃　10〃 950万円　〃　11〃 1,900万円　〃　12〃 2,900万円　〃　13〃 4,900万円　〃　14〃 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (ｲ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ｲ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　4% ﾛ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の２分の１を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (ﾛ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（55～57年度） ｲ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　3.4% ﾛ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の４%に相当する金額との合計額

（注）　昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。

昭和56年度	昭和58年度
（新設）老人控除対象配偶者　　23万円	（新設）　同居の特別障害者である控除対象配偶者　　25万円
	（新設）　同居の特別障害者である扶養親族１人　　25万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 （56年度までの適用期限を廃止） (ｲ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　４％ (ﾛ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の金額の２分の１の額と8,000万円を超える金額の４分の３の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （56年度までの適用期限を廃止）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (ｲ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　４％ (ﾛ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（58～60度） (ｲ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ｲ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　4% ﾛ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の５%に相当する金額との合計額 (ﾛ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ｲ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(ｲ)又は(ﾛ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ﾛ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の５%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の２分の１の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の２分の１の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (58～60年度) (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合　3.4% (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の４%に相当する金額との合計額

（注）1.　昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。
　　2.　昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度
基礎控除	25万3千円	26万円	
配偶者控除	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者　34万円
扶養控除	扶養親族 １人　25万3千円 老人扶養親族 １人　26万3千円 同居の特別障害者である扶 １人　29万3千円 同居老親等扶養親族 １人　30万3千円	扶養親族 １人　26万円 老人扶養親族 １人　27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 １人　30万円 同居老親等扶養親族 １人　31万円	同居の特別障害者である扶養親族 １人　34万円
税　率		均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額　2,500円 (2) 人口５万以上50万未満の市 年額　2,000円 (3) その他の市町村 年額　1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額　3,200円 (2) 年額　2,600円 (3) 年額　2,000円 所得割 20万円以下の金額　2.5% 20万円を超える金額　3〃 45万円　〃　4〃 70万円　〃　5〃 95万円　〃　6〃 120万円　〃　7〃 220万円　〃　8〃 370万円　〃　9〃 570万円　〃　10〃 950万円　〃　11〃 1,900万円　〃　12〃 2,900万円　〃　13〃 4,900万円　〃　14〃	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度) (ｲ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ｲ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ４％ ﾛ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の５％に相当する金額との合計額 (ﾛ) 長期課税所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ｲ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 (a)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ４％ (b) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の２分の１の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ﾛ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の５％に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の２分の１の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の２分の１の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得（61～63年度） (ｲ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ４％ (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の５％に相当する金額との合計額

（注）1. 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除　について上記金額にそれぞれ７千円が加算される。
2. 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。
3. 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

昭和63年度	平成元年度
28万円	
控除対象配偶者　28万円 老人控除対象配偶者　29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　36万円 （新設）配偶者特別控除　14万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 １人　28万円 老人扶養親族 １人　29万円 同居の特別障害者である扶養親族 １人　36万円 同居老親等扶養親族 １人　33万円	
所得割 (1)　60万円以下の金額　3% 60万円を超える金額　5〃 130万円　〃　7〃 260万円　〃　8〃 460万円　〃　10〃 950万円　〃　11〃 1,900万円　〃　12〃 (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対 する税率（昭和63～平成３年度） (ｲ)又は(ﾛ)のいずれか多い金額 (ｲ) 11% (ﾛ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額 に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (ｲ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （昭和63～平成３年度） (ﾛ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の 譲渡所得（昭和63～平成３年度）	所得割 (1) 120万円以下の金額　3% 120万円を超える金額　8〃 500万円　〃　11〃 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (ｲ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ｲ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ４% ﾛ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ﾛ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （平成元年度～３年度）　４% (ﾊ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に 係る買換え（交換）の特別の適用を受けるものを除く。） ｲ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ﾛ　課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金が4,000万円を控除 した金額の3.4%に相当する金額との合計額

（市町村民税「個人」つづき）

年度 項目	平成2年度	
	昭和63年12月改正による	平成元年度改正による
基礎控除	30万円	
配偶者控除	控除対象配偶者　30万円 老人控除対象配偶者　35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　44万円 配偶者特別控除　30万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	老人控除対象配偶者（障害者を含む。）　35万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　51万円 （新設）同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円
扶養控除	扶養親族　1人　30万円 老人扶養親族　1人　35万円 同居の特別障害者である扶養親族　1人　44万円 同居老親等扶養親族　1人　42万円 （新設）特定扶養親族　1人　35万円 （新設）同居の特別障害者である特定扶養親族 1人　49万円	老人扶養親族（障害者を含む。）　1人　35万円 同居の特別障害者である扶養親族　1人　51万円 （新設）同居の特別障害者である老人扶養親族 1人　56万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。）1人　42万円 （新設）同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人　63万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　1人　56万円
税　率	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率　4% (2) 資産合算課税制度の廃止	

平成3年度	平成4・5年度
31万円	
控除対象配偶者　31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む）　36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者　57万円 57万円 配偶者特別控除　31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）	
扶養親族　１人　31万円 老人扶養親族（障害者を含む）　１人　36万円 同居の特別障害者である扶養親族　１人　52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族　１人　57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む）　１人　43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 １人　64万円 特定扶養親族　１人　36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　１人　57万円	
所得割 (1) 160万円以下の金額　3% 160万円を超える金額　8〃 550万円　〃　11〃 (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る 課税の特例について、その適用期間を平成10年度まで延長。 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (ｲ) 長期譲渡所得のうち、優良住宅地等の譲渡所得 （平成４年度～９年度）　3.4% (ﾛ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡 所得、平成４年度限りで廃止。なお、平成４年1月1日 から平成５年３月31日までの譲渡については、5.8%で 課税。 (ﾊ) 長期譲渡所得のうち居住用財産を譲渡した場合の 課税の特例について、平成５年度から2.7%の税率が適 用される特別控除後の譲渡益を4,000万円から6,000万 円に引き上げる。 (ﾆ) 長期譲渡所得のうち、上記(ｲ)、(ﾛ)、(ﾊ)以外の譲渡 所得（平成５年度～）	みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置を 平成５年度限りで廃止。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成6年度	平成7・8年度
基礎控除	31万円	33万円
配偶者控除		控除対象配偶者　33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む）　38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者　54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者　59万円 配偶者特別控除　33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される）
扶養控除	特定扶養親族　１人　39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 １人　60万円	扶養親族　１人　33万円 特定扶養親族　１人　41万円 老人扶養親族（障害者を含む）　１人　38万円 同居老親扶養親族（障害者を含む）　１人　45万円 同居の特別障害者である扶養親族　１人　54万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　１人　62万円 同居の特別障害者である老人扶養親族　１人　59万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族１人　66万円
税　率	所得割 ○特別減税 所得割額の20％を減税。 （ただし、府民税と合わせて20万円が限度。） (ｲ) 特別徴収 ６月及び７月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を８月から翌年５月までの１０ヶ月間で徴収。 (ﾛ) 普通徴収 第１期分で特別減税額を控除。	所得割 (1) 200万円以下の金額　3％ 200万円を超える金額　8％ 700万円を超える金額　11％ (2) 特別減税 所得割額の15％を減税。 （ただし、府民税と合わせて２万円が限度。） (ｲ) 特別徴収 ６月分を徴収せず、特別減税額を控除した後の年税額を７月から翌年５月までの11ヶ月間で徴収。 (ﾛ) 普通徴収 第１期分で特別減税額を控除。 (3) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 （平成８年度） (ｲ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 5.5％ (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分　6％

平成9年度	平成10年度
所得割 (1) 200万円以下の金額　3% 200万円を超える金額　8% 700万円　〃　12% (2) 特別減税の廃止 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 9% (4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する 税率12%、その適用期間を平成15年度まで延長。 (5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 (イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超え 8,000万円以下の部分　5.5% (ハ) 課税長期譲渡所得金額のうち8,000万円を超える部分 6% (6) 土地等の譲渡に係る短期譲渡所得に対する税率 9%	所得割 (1) 特別減税 納税者……17,000円 扶養親族等１人につき…… 8,500円 (イ) 特別徴収 ６月分の市・府民税を徴収しないで、特別減税額 を控除したあとの年税額を７月から翌年５月まで の11か月間で徴収。 (ロ) 普通徴収 第１期分で特別減税額を控除。第１期分で控除 しきれない分は、第２期以降順次控除。 (2) 土地建物等の長期譲渡所得のうち、優良住宅地等 の譲渡所得に対する税率 (イ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円以下の部分 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える部分 4%

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成11年度	平成12年度
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者　56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者　61万円	
扶養控除	特定扶養親族　1人　43万円 同居の特別障害者である扶養親族　1人　56万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　1人　66万円 同居の特別障害者である老人扶養親族　1人　61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族　1人　68万円 特別障害者控除　30万円	特定扶養親族　1人　45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族　1人　68万円
税　率	所得割 (1) 200万円以下の金額　3% 200万円を超える金額　8% 700万円　〃　10% (2) 定率の税額控除 所得割額の15%を減税。 （ただし、府民税と合わせて４万円が限度。） (3) 土地等の譲渡等に係る事業所得等に対する課税の 特例 11年度より３年間適用しない。 (4) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する 課税の特例 11年度より廃止。 (5) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 (ｲ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円以下の 部分　4% (ﾛ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円を超え る部分　5.5%	所得割 (1) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得に対する税率 4%

平成13年度	平成14・15年度
(1) 所得割の非課税限度額の引上げ 低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円（改正前31万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。 (2) 均等割の非課税限度額の引上げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円（改正前18万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。	(1) 所得割の非課税限度額の引上げ 低所得者層の税負担に配慮するため、総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円（改正前32万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。 (2) 均等割の非課税限度額の引上げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に24万円（改正前19万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。 (3) 商品先物取引による所得に対する個人の市民税の申告分離課税制度を創設する。 平成13年４月１日から平成15年３月31日までの間に、商品先物取引をした場合における一定の個人の所得については、他の所得と分離して市民税100の4（府民税100分の2）の税率により申告を通じて課税する。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成16年度	平成17年度
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除 （配偶者の所得379,999円以下に対する上乗せ部分の廃止）
扶養控除		
税　率	(1) 所得割の非課税限度額の引下げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円（改正前36万円）を加算した金額）以下である者については、所得割を課さないこととした。 (2) 均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に22万円（改正前24万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないこととした。 (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率　2% (4) 先物取引に係る雑所得等に対する税率　3.4%	(1) 上場株式等以外の株式譲渡所得に対する税率　3.4% (2) 分離長期譲渡所得 (ｲ) 一般の長期譲渡所得に対する税率　3.4% (ﾛ) 優良住宅地等に係る長期譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の部分　2.7% ② 〃 2,000万円を超える部分　3.4% (3) 分離短期譲渡所得 (ｲ) (ﾛ)以外の短期譲渡所得に対する税率　6% (ﾛ) 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に対する税率　3.4% (4) 生計同一の妻に対する均等割非課税措置の廃止 均等割の納義務を負う夫と生計を共にし、かつ同じ市内に住所を有する妻に対して均等割を非課税とする措置が廃止された。但し、経過措置として平成17年度は２分の１が減額、平成18年度からは全額課税とされた。

平成18年度	平成19年度
(1) 65歳以上の人の非課税措置の廃止 65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前の生まれで、かつ前年の合計所得金額が125万円以下の人には、経過措置が講じられます。 (2) 公的年金等控除額の見直し 平成17年度まで65歳以上の人の公的年金等に対しては最低140万円の控除がありましたが、この控除は平成18年度から最低120万円までに引き下げられました。 (3) 老年者控除の廃止 平成17年度まで65歳以上で前年の合計所得金額が1000万円以下の人に老年者控除（48万円）が適用されていましたが、この控除が廃止されました。 (4) 均等割および所得割が非課税となる所得限度額の引下げ ア、所得割の非課税限度額の引上げ 総所得金額等の合計額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については所得割を課さないことにした。 イ、均等割の非課税限度額の引下げ 合計所得金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円（改正前22万円）を加算した金額）以下である者については、均等割を課さないことにした。 (5) 定率減税の見直し 平成17年度まで所得割額の15%相当額（4万円）が減税されていましたが、平成18年度から所得割7.5%の相当額（上限2万円）に減税額が引き下げられました。	(1) 税率を10%に統一（市民税6%、府民税4%） 市・府民税所得割の税率が3段階から一律10%に統一されました。 (2) 定率減税の廃止 (3) 老年者の市・府民税の非課税措置が廃止されましたが経過措置がとられています。 昭和15年1月2日以前生まれで、かつ合計所得金額が125万円以下の方は税額の3分の1を減額 (4) 人的控除の差額が調整されます。 所得税と市・府民税の人的控除に差があるため、税源移譲による負担増を調整するため市・府民税所得割額から減額されます。 (5) 分離課税等の税率割合の変更 総合課税を行わない分離課税に係る都道府県分と市町村分の税率割合を税源移譲後の割合に合わせ一部を除き、 市民税：府民税＝３：２とされます。 （ア） 一般の譲渡の場合 3% （イ） 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合 2000万円以下の部分 2.4% 2000万円超の部分 3% （ウ） 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合 6000万円以下の部分 2.4% 6000万円超の部分 3% （エ） 短期譲渡所得に対する税率の計算 国または地方公共団体に対する土地等の譲渡に対する税率 3% 国または地方公共団体以外に対する土地等の譲渡に対する税率 5.4% （オ） 株式等に係る譲渡の場合 3% （カ） 上場株式等を譲渡した場合 1.8% （キ） 先物取引に係る雑所得等に係る課税の場合 3% (6) 配当控除の控除率の変更 株式の配当所得がある人の算出所得割から差し引く配当控除の控除率が変更されます。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成21年度	平成22年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税　率	（１）市民税・府民税の公的年金等からの特別徴収制度の の導入 公的年金等にかかる市民税・府民税の納税義務者（均等割・所得割）のうち、平成２１年４月１日現在において老齢基礎年金等の給付を受けている６５歳以上 上の人を対象に１０月支給分の公的年金等から特別徴収されます。 （２）市民税・府民税における寄附金税制の拡充 （イ）これまでの寄附金控除（基本控除）の見直し 市民税・府民税における寄附金控除の寄付金対象額額が５千円超に引き下げられ、上限は総所得金額等の３０％に引き上げられました。 （ロ）地方公共団体に対する寄附金税制の拡充（ふるさと納税） 個人が地方公共団体に対し、年間で５千円を超える寄付をされた場合、上記（基礎控除）と、下記（特例控除）控除）の合計額が市・府民税（所得割）から控除されます。 （基礎控除）［寄附金－５千円］×１０％ （特例控除）［寄附金－５千円］×［９０％－所得税の限界税率］ ※（特例控除）の額については、市・府民税（所得割）の１割が上限です。 ※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。 ※日本赤十字社・共同募金会に対する寄附金については上記の（基本控除）のみの適用で（特例控除）は適用されません。	(1) 平成22年度分市･府民税より、市･府民税住宅ローン控除申告書の提出が不要となります。 住宅ローン控除の算定については、事業所より提出される給与支払報告書または、確定申告書等により算出。 (2) 上場株式等に係る配当・譲渡所得に対する軽減税率の延長 平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われる譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して、申告分離課税により課される個人市・府民税所得割の税率については、3%（市民税1.8%、府民税1.2%）の軽減税率とする措置が平成23年12月31日まで延長されました。 (3) 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税制度の創設 平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得の金額については申告分離課税を選択できる制度が創設されました。 この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択適用とすることとし、総合課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができますが、申告分離課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができません。 ※平成21年1月1日から23年12月31日まで 総合課税：市・府民税10%　所得税5～40% 分離課税：市・府民税3%（市民税1.8%、府民税1.2%）　所得税7% (4) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算特例の創設 平成22年度分以後の個人市・府民税については、前年分の上場株式等の譲渡損失または前年以内3年の譲渡損失があるとき「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当所得との間で、損益通算ができる特例が創設されました。また、源泉徴収選択収選択を活用した方式については、平成22年1月1日から適用となります。

平成24年度	平成25年度
(1)年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除廃止 (2)年齢16歳以上19歳未満の控除上乗せ部分(12万円)が廃止、 扶養控除の額が33万円に変更。	
(1) 同居の特別障害者に係る障害者控除の見直し 扶養親族か控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合、扶養控除か配偶者控除の額に23万円を加算する措置を、特別障害者控除に23万円を加算する措置に変更。 (2) 公的年金等を受給されている方の確定申告の手続が変更 所得税法の一部が改正されたことにより、平成23年分の確定申告から、公的年金の収入の合計金額が400万円以下で、なおかつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告書の提出が不要。 (3) 寄附金税額控除の拡充 平成23年1月1日以降に支出する寄附金について、寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄付でも税額控除の対象となります。 【基本控除】対象:全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金、日本赤十字社大阪府支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認を得たもの。 計算方法:(寄附金－2千円)×10% 【特例控除(ふるさと納税)】対象:全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金。 計算方法:(寄附金－2千円)×(90%－所得税の限界税率) ※特例控除については、市・府民税(所得割)の1割が上限 ※所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率のことです。 ※寄附金控除対象限度額は、総所得金額等の合計額の30%です。 (4) 分離所得に係る特例措置の延長 ・上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る課税の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%の軽減措置(府民税1.2%市民税1.8%)の特例を2年延長。 ・上場株式等の配当等に係る特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の3%の軽減税率の特例を2年延長。 ・源泉徴収選択口座における特別徴収税率の特例の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の3%軽減税率の特例を2年延長。 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行日の延長 ・非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を2年延長し、平成27年1月1日としました。	(1) 減税 平成25年度に限り、個人市民税平均５%の減税を実施。 市民税均等割額を3,000円から100円とし、市民税所得割の税率は6%から5.85%に変更。 (2) 生命保険料控除の見直し 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等については今までの生命保険料控除とは別に、介護保障・医療保障を内容とする保険について新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除のそれぞれ適用限度額が28,000円、合計適用額が70,000円となります。 ※平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に関しては、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額35,000円）が適用されます。 ・新契約にかかる生命保険料控除額の計算方法 年間支払保険料等12,000円まで 支払保険料等の全額 〃 12,001円から32,000円まで 支払保険料等×1/2＋6,000円 〃 32,001円から56,000円まで 支払保険料等×1/4＋14,000円 〃 56,001円以上 一律28,000円

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成26年度	平成27年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税　率	(1) 市・府民税の均等割額の見直し 東日本大震災からの復興に関し自治体が実施する防災施策に必要な財源確保のための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市民税・府民税均等割額にそれぞれ500円が加算。 (2) 公的年金所得者の寡婦（寡夫）控除の手続の簡素化 公的年金等に係る所得以外の所得（給与所得等）を有しなかった人で、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合、年金保険者に扶養控除申請書を提出（寡婦（寡夫）欄を記入）することにより、市・府民税申告書の提出が不要。 (3) ふるさと寄附金税額控除（特例控除額）の見直し 平成25年から平成49年までの復興特別所得税(2.1%)が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は、所得税を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることになります。これにより地方公共団体への寄附金（ふるさと寄附金）に係る市・府民税の税額控除（特例控除）について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、復興特別所得税分(2.1%)に対応する率が調整されます。 ○改正後の特例控除額 ＝（寄附金額-2,000円）×(90%-（0～40%の所得税率×1.021)） (4) 給与所得控除の見直し 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられた。	(1) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、居住日の適用期間が平成25年12月31日から平成29年12月31日まで4年間延長。市・府民税から控除される控除限度額は、以下のとおり。 ・居住年が平成26年3月31日までは、所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円) ・居住年が平成26年4月1日から平成29年12月31日まで(注)は、所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円) (注)住宅に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限る。 (2) 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止 上場株式等の配当・譲渡所得の税率については、10%軽減税率(市民税1.8%、府民税1.2%、所得税7%)が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は本則税率である20%(市民税3%、府民税2%、所得税15%)が適用される。 (3) 市・府民税配当割額・株式等譲渡所得割額控除額の変更 上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の廃止にともない、市・府民税の配当割額・株式等譲渡所得割額控除額も変更。上場株式の配当・譲渡所得(源泉徴収がある特定口座)については所得税とあわせて市・府民税が源泉徴収されるが、市・府民税の税率は、平成25年12月31日までは3%、平成26年1月1日以降は5%となる。当該所得については、確定申告は不要であるが、納税者自身の選択により確定申告した場合は、翌年度の市・府民税から配当割額・株式等譲渡所得割額を税額控除する。

平成28年度	平成29年度
(1) ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ 地方団体に対する寄附金に係る特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の100分の20に相当する金額を限度とする。 (2) 住宅ローン減税制度の適用期限の延長 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度の適用期限を1年半延長（平成31年6月末）。 (3) 森林環境税の創設 大阪府では、平成28年度から平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割額に300円を加算。	(1) 給与所得控除の見直し 給与収入　給与所得控除額（上限額） 1,200万円　230万円 (2) 市民税・府民税申告書等のマイナンバーの記入 平成29年度市民税・府民税申告(平成28年分確定申告)から、申告書へのマイナンバーを記入 (3) 金融所得課税の一体化等の見直し 特定公社債等の利子所得及び譲渡所得について、申告分離課税の選択を可能とし、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算との損益通算と繰越控除が可能となる。 (4) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける人は、申告書等を提出する際に、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要 (5) 公的年金からの市・府民税の特別徴収制度の変更 平成29年4・6・8月（仮徴収税額）から、税制改正により「前年度年間市・府民税額の6分の1の額」に変更 (6) 住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長 控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）とする特例措置について、居住年月日を平成29年12月31日から令和元年6月30日までに延長。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	平成30年度	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用範囲・控除額の見直し (1) 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額が納税者自身の合計所得金額に応じて適用。 (2) 配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円に拡大。
扶養控除		
税　率	(1) 給与所得控除の見直し 給与収入　　給与所得控除額（上限額） 1,000万円　　220万円 (2) 医療費控除の手続きの改正 医療費の領収書の添付が不要となり、医療費の明細書の作成及び添付が必要。医療費の領収書は申告期間から5年間、自身で保管が必要。 (3) 医療費控除の特例の創設 スイッチOTC医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得控除することが可能。	(1) 住宅借入金等特別控除の適用手続きの要件緩和 令和元年度以後の市・府民税において、納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合にも、住宅ローン控除が適用されることとなる。 (2) 住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長 控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）とする特例措置について、居住年月日を令和元年6月30日から令和3年12月31日までに延長。

令和2年度
(1) 住宅借入金等特別控除の拡充 令和元年10年1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間が3年間延長。（10年間→13年間） (2) 寄付金税額控除の見直し 令和元年6月1日以後に指定対象外の団体に対して支出された寄付金はふるさと納税の対象外となる。市・府民税に係る寄付金控除の特例控除額部分は対象外であるが、所得税の所得控除及び市・府民税の基本控除額部分は対象となり控除される。 (3) 森林環境税の延長 大阪府において府民税均等割に300円加算する措置が令和5年度まで延長。

（市町村民税「個人」つづき）

年度 項目	令和3年度
基礎控除	合計所得金額　基礎控除額 2,400万円以下　43万円 2,400万円超2,450万円以下　29万円 2,450万円超2,500万円以下　15万円 2,500万円超　適用なし
配偶者控除	(1)給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う配偶者控除・配偶者特別控除の適用範囲の変更 ・配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の合計所得金額の上限がそれぞれ38万円から48万円、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下に拡大。 (2)配偶者控除・配偶者特別控除の重複控除の適用範囲の変更 ・配偶者控除及び配偶者特別控除の適用は、夫婦のいずれか一方しか適用できないこととした。 ・配偶者控除を受けている場合、その配偶者が配偶者特別控除を適用できないこととした。
扶養控除	給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う扶養控除の適用範囲の変更 ・扶養親族の合計所得金額の上限が38万円から48万円に拡大。
税　率	(1) 調整控除の見直し 合計所得金額2,500万円を上限額とする。 (2) 給与所得控除及び公的年金等控除の見直しに伴う措置 ・障害者等に対する非課税措置の合計所得金額の上限が125万円から135万円に拡大。 ・家内労働特例が65万円から55万円に変更。 ・均等割の非課税限度額の合計所得金額が35万円×人数＋21万円から35万円×人数＋21万円＋10万円へ拡大。 また、単身者は35万円から45万円へ拡大。 ・所得割の非課税限度額の合計所得金額が35万円×人数＋32万円から35万円×人数＋32万円＋10万円へ拡大。 また、単身者は35万円から45万円へ拡大。 ・勤労学生控除の適用上限が、合計所得金額65万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下から、合計所金額75万円以下で合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下へ拡大。 (3) 給与所得控除の見直し ・給与所得控除を一律10万円引き下げることとした。 ・給与所得控除の給与等の適用上限を収入金額850万円に引き下げることとした。 (4) 公的年金等控除の見直し ・公的年金等控除を一律10万円引き下げることとした。 ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は一律10万円、2,000万円を超える場合一律20万円をさらに引き下げることとした。 ・公的年金等の金額が1,000万円を超える場合、195万5,000円を上限とする。 (5) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、ひとり親控除が適用される。 また、合計所得金額135万円以下の者を非課税対象者とする。 (6) 寡婦（寡夫）控除の見直し ・ひとり親控除の新設に伴い、寡夫控除を廃止することとした。 ・子以外の扶養親族を持つ寡婦についても500万円以下の所得制限を設けた。 (7) イベント中止に伴う入場料等の払戻請求権を破棄した方への寄付金控除 政府の自粛要請を受けて中止したイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した分は寄付金控除として適用される。ただし、文化庁・スポーツ庁のホームページに記載しているもので、20万円を上限とする。 (8) 住宅借入金等特別控除の適用要件の弾力化 令和元年10年1日から令和2年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和2年12月31日までに入居できなかった場合でも、一定の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば特例措置（適用期間13年）が適用される。 (9) 住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長 控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）とする特例措置について、居住年月日を令和3年12月31日から令和4年12月31日までに延長。

令和4年度
(1) 住宅借入金特別控除の特例の延長等 令和元年10年1日から令和3年12月31日までに入居した場合、消費税率10%が適用される住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除の適用期間10年間→13年間へ拡充する特例措置の適用期限が令和4年12月31日まで1年間延長。 また、住宅借入金当特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）とする特例措置について、居住年月日を令和4年12月31日までに延長。 (2) セルフメディケーション税制の適用期間延長 スイッチOTC医薬品を、年間12,000円を超えて購入した場合、購入費用のうち12,000円を超える額を所得控除とする特例措置について、居住年月日を令和8年12月31日まで5年間延長。 (3) 特定配当等及び特定株式等譲渡職金額に係る申告手続きの簡素化 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項が追加。 (4) 退職所得課税の見直し 法人役員等以外の方で、勤続年数5年以下の方について、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税対象としていたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分については、2分の1ではなく全額を課税対象とする。

（市町村民税「個人」つづき）

項目＼年度	令和5年度	令和6年度
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税　率	(1) 非課税判定における未成年者の年齢引き下げについて 民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、市・府民税の課税判定における未成年者にはあたらないこととなる。 (2) 住宅ローン控除の適用期限の延長等 令和4年1月から令和7年12月までに入居した場合、新たに住宅ローン控除の適用対象となる。 ・一定の省エネ基準を満たす新築住宅等については、令和4～7年入居につき13年。 ・その他新築住宅については、令和4～5年入居につき13年。令和6～7年入居につき10年。 ・既存住宅については、令和4～7年入居につき10年。	(1) 市・府民税の均等割額の見直し 平成26年度から10年間、市民税・府民税均等割額にそれぞれ500円が加算されていた復興特別税（東日本大震災からの復興財源として措置されていたもの）が令和5年度で終了し、市民税均等割額3,000円府民税均等割額が1,300円となった。 ※大阪府森林環境税について、府民税均等割に300円加算する措置が令和9年度まで延長。 (2) 森林環境税の創設 令和6年度から国税として森林環境税が創設。均等割額と併せて1人年額1,000円を市区町村が徴収。 (3) 定額減税 令和6年度に限り納税義務者本人及び配偶者を含めた扶養親族1人につき市民税・府民税1万円の定額減税を実施。 (4) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る所得の課税方式について、令和6年度からは所得税で選択した課税方式と一致させることとなった。 (5) 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し 30歳以上70歳未満の国外居住親族については、原則として扶養控除の対象から除外されることとなり、非課税限度額等の算定基準からも除外されることとなった。 ※ただし、留学した方、障がい者、38万円以上の生活費等を受けている方は除く。

令和7年度
(1) 子育て世帯・若者夫婦世帯に対する住宅ローン控除の拡大 令和6年12月31日時点において次のいずれかに該当する者が認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合の借入限度額を下記の通り上乗せすることとする。 ・年齢が40歳未満であって配偶者を有する者 ・年齢が40歳以上であって40歳未満の配偶者を有する者 ・年齢が19歳未満の扶養親族を有する者 **【借入限度額】** 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅 …5,000万円（改正前：4,500万円） ZEH水準省エネ住宅 …4,500万円（改正前：3,500万円） 省エネ基準適合住宅 …4,000万円（改正前：3,000万円） (2) 同一生計配偶者に係る定額減税 令和7年度に限り、令和6年分の個人住民税に係る合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下の納税義務者で、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する人に対して市民税・府民税1万円の定額減税を実施。

（イ）法　　人

項目＼年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度
税　　率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口50万以上の市 2,400円 (4,000円) 人口５万以上50万未満の市 1,800円 (3,000円) 上記以外の市並びに町村 1,200円 (2,000円)	法人税割 標準税率 15% 制限税率 16%	法人税割 標準税率 12.5%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9%	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率（制限税率） 1　資本の金額又は出資金が１千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額4,000円（7,000円） 2　上記法人以外の法人等 年額2,400円（4,000円）

昭和45年度	昭和49年度	昭和51年度	昭和52年度
法人税割 標準税率　9.1%	法人税割 標準税率　12.1% 制限税率　14.5%	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が１億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 (2) 資本の金額又は出資金額が１億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が１千万円を超え１億円以下の法人 年額　12,000円（20,000円） (3) (1)、(2)以外の法人等 年額　7,200円（12,000円）	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が１億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　80,000円 (134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が１億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が１千万円を超え１億円以下の法人 年額　24,000円 (40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額　8,000円 (13,000円)

昭和53年度	昭和56年度
標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　800,000円（1,000,000円） (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　400,000円（560,000円） (3) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　80,000円（134,000円） (4) 資本の金額又は出資金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が１千万円を超え１億円以下の法人 年額　24,000円（40,000円） (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　8,000円（13,000円）	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　800,000円（1,000,000円） (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　400,000円（560,000円） (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額　80,000円（134,000円） (4) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人以下の法人及び資本等の金額が１千万円を超え１億円以下の法人 年額　24,000円（40,000円） (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　8,000円（13,000円） 法人税割 標準税率　12.3% 制限税率　14.7%

昭和58年度	昭和59年度
均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　1,200,000円（1,500,000円） (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　700,000円（1,000,000円） (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　160,000円（270,000円） (4) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１千万円を超え１億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　60,000円（100,000円） (5) 資本等の金額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　48,000円（80,000円） (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　16,000円（27,000円）	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　400,000円 (4) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１千万円を超え１億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　150,000円 (5) 資本等の金額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が１千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　40,000円

（市町村民税「法人」つづき）

年度 項目	昭和60年度～平成5年度
税　　率	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　400,000円 (4) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　400,000円 (5) 資本等の金額が１億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　150,000円 (6) 資本等の金額が１千万円を超え１億円以下の法人であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　150,000円 (7) 資本等の金額が１千万円を超え１億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　120,000円 (8) 資本等の金額が１千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　40,000円

平成6年度	平成27年度～令和元年度
均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1)資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　3,000,000円 (2)資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　1, 750,000円 (3)資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　410,000円 (4)資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　400,000円 (5)資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　160,000円 (6)資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　150,000円 (7)資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額　130,000円 (8)資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額　120,000円 (9)上記に掲げる法人以外の法人等 年額　50,000円	法人税割 標準税率　9.7% 制限税率　12.1% ※新税率は平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から適用 均等割 平成27年4月1日以降に開始する事業年度については、「資本金等の額」が「資本金に資本準備金を加えた額」を下回る場合は、「資本金に資本準備金を加えた額」をもとに判断する。

令和2年度	令和3年度
法人税割 　標準税率　6.0% 　制限税率　8.4% ※新税率は令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から適用	法人税割 　標準税率　6.0% 　制限税率　8.4%

イ　固定資産税

項目＼年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和34年度	昭和39年度
税　　率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ　の　他	免税点 １万円	免税点 償却資産 ３万円	免税点 償却資産 ５万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土　地 ２万円 家　屋 ３万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講じられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 （昭和39年度 ～ 昭和40年度） 土地 ２万４千円

項目＼年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和48年度
そ　の　他	大規模償却資産に対する課税制度額の引上げ措置が講じられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講じられた。 (2) 免税点 土地　８万円 家屋　５万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税制度額の引上げ措置が講じられた。	百分の1.7を超える税率で課す市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税適正化を図るための措置が講じられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講じられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の２分の１の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するＡ農地及びＢ農地について課税の適正化を図るための措置が講じられた。 (3) 免税点 土地　15万円 家屋　8万円 償却資産　100万円

年度 項目	昭和49年度	昭和51年度	昭和54年度	昭和57年度
そ　の　他	(1) 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居１戸につき200㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の４分の１の額とする措置が講じられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講じられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講じられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和53年度まで新たな負担調整措置が講じられた。 (2) 農地 昭和39年度以来税額が据え置かれていたが、昭和51年度から昭和53年度まで段階的な課税の適正化措置が講じられた。 (3) 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が１年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農　地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額３万円以上のＣ農地（新適用市街化区域農地）について課税の適正化を図るとともに、Ａ、Ｂ農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。

年度 項目	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
そ　の　他	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 農　地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講じられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の処置が講じられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成２年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農　地 評価替えに伴い昭和63年度から平成２年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講じられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講じられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。

（固定資産税つづき）

<table>
<tr><th>年度
項目</th><th>平成3年度</th><th>平成6年度</th></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>(1) 宅地等
評価替に伴い、平成３年度から平成５年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。
尚、住宅用地と法人所有に係る非住宅用地について、全面的に負担調整率が改正された。
(2) 農　地
評価替に伴い、平成３年度から平成５年度まで、昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。
(3) 特定市街化区域農地
昭和63年度と同様の負担調整措置が講じられた。
尚、次の改正が行われた。
○長期営農継続農地制度は、平成３年度限りで廃止される。
○平成４年度以降、生産緑地の指定を受けたものを除き、三大都市圏の特定市の全ての市街化区域内農地が宅地並課税となる。
(4) 免税点の引き上げが行われた。
土　　地　　30万円
家　　屋　　20万円
償却資産　　150万円</td><td>(1) 宅地等
①評価替えに伴い小規模住宅用地（200㎡以下）について、課税標準をその価格の６分の１に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については３分の１とする措置が講じられた。
②評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成６年度～平成８年度）が講じられた。
<table><tr><th>評価の上昇割合</th><th>暫定特例率</th></tr><tr><td>1.8倍を超え、４倍以下のもの</td><td>価格の3/4</td></tr><tr><td>４倍を超え、7.5倍以下のもの</td><td>価格の2/3</td></tr><tr><td>7.5倍を超えるもの</td><td>価格の1/2</td></tr></table>
③評価替えに伴い平成６年度から平成８年度まで新たな負担調整措置が講じられた。
(2) 一般農地
評価替えに伴い平成６年度から平成８年度まで平成３年度と同様の負担調整措置が講じられた。
(3) 特定市街化区域農地
評価替えに伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置の拡充（価格の1/3とする。）が図られた。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>年度
項目</th><th>平成7年度・平成8年度</th></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>(1) 宅　地　等
①　地価の下落に対応するため、平成６年度からの特例措置に加え、平成７年度と平成８年度の２年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。
<table><tr><th>上　昇　割　合</th><th>臨 時 特 例 率</th></tr><tr><td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td><td>価格の3/4</td></tr><tr><td>4.8倍を超え、６倍以下のもの</td><td>価格の3/5</td></tr><tr><td>６倍を超えるもの</td><td>価格の1/2</td></tr></table>
②　平成７年度から平成８年度まで新たな負担調整措置が講じられた。

(2) 特定市街化区域農地
宅地等と同様、暫定的な特別措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成７年度・平成８年度）が講じられた。</td></tr>
</table>

項目＼年度	平成9年度～平成11年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.8を超えるもの	評価額を0.8まで引き下げた額
0.6以上0.8以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.25以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成12年度～平成13年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.75を超えるもの	評価額を0.75まで引き下げた額
0.6以上0.75以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

（固定資産税つづき）

項目＼年度	平成14年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額
0.6以上0.70以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.12以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

項目＼年度	平成15年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。

① 非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く）

負担水準	負担調整率
0.70を超えるもの	評価額を0.70まで引き下げた額
0.6以上0.70以下	1.00（据置）
0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.6未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

② 小規模住宅用地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

③ 一般住宅用地及び特定市街化区域農地

負担水準	負担調整率
0.8以上	1.00（据置）
0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの）	1.00（据置）
0.4以上0.8未満	1.025
0.3以上0.4未満	1.05
0.2以上0.3未満	1.075
0.1以上0.2未満	1.1
0.1未満	1.15

年度 項目	平成16年度～平成17年度
そ　の　他	宅地（宅地比準土地）については、負担水準（今年度評価額に占める前年度課税標準額の割合）の均衡化を図るため、負担水準の高い土地については、税負担を抑制し、著しい地価の下落にも対応した特例措置を講じ、負担水準の低い土地については引き続き負担水準に応じた負担調整措置が講じられた。 **又、制限税率（2.1%）が廃止された。** ①　非住宅用地（住宅用地以外）及び宅地比準土地（市街化区域農地を除く） 負担水準 ／ 負担調整率 0.70を超えるもの ／ 評価額に0.70を乗じて得た額 0.6以上0.70以下 ／ 1.00（据置） 0.45以上0.6未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの） ／ 1.00（据置） 0.4以上0.6未満 ／ 1.025 0.3以上0.4未満 ／ 1.05 0.2以上0.3未満 ／ 1.075 0.1以上0.2未満 ／ 1.1 0.1未満 ／ 1.15 ②　小規模住宅用地 負担水準 ／ 負担調整率 0.8以上 ／ 1.00（据置） 0.55以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの） ／ 1.00（据置） 0.4以上0.8未満 ／ 1.025 0.3以上0.4未満 ／ 1.05 0.2以上0.3未満 ／ 1.075 0.1以上0.2未満 ／ 1.1 0.1未満 ／ 1.15 ③　一般住宅用地及び特定市街化区域農地 負担水準 ／ 負担調整率 0.8以上 ／ 1.00（据置） 0.5以上0.8未満（かつ評価下落率が0.15以上のもの） ／ 1.00（据置） 0.4以上0.8未満 ／ 1.025 0.3以上0.4未満 ／ 1.05 0.2以上0.3未満 ／ 1.075 0.1以上0.2未満 ／ 1.1 0.1未満 ／ 1.15

（固定資産税つづき）

年度／項目	平成18年度～平成23年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

① 住宅用地

負担水準	今年度の課税標準額
80%以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】
20%以上80%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×80%」の額が課税標準額となります。】
20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額

※負担水準･･･前年度課税標準額／(今年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	今年度の課税標準額
70%超	「今年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】
20%未満	「今年度評価額×20%」の額

※負担水準･･･前年度課税標準額／今年度評価額

年度／項目	平成24年度～平成25年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。 **※住宅用地の負担水準については、平成24年度に80%から90%に引き上げられました。**

① 住宅用地

負担水準	今年度の課税標準額
90%以上	前年度の課税標準額に据置き【ただし、前年度の課税標準額が「今年度評価額×住宅用地特例率」を超える場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率」の額が課税標準額となります。】
20%以上**90**%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×住宅用地特例率×**90**%」を上回る場合は、「今年度評価額×住宅用地特例率×**90**%」の額が課税標準額となります。】
20%未満	「今年度評価額×住宅用地特例率×20%」の額

※負担水準･･･前年度課税標準額／(今年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	今年度の課税標準額
70%超	「今年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×5%」の額【ただし、上記により計算した額が、「今年度評価額×60%」を上回る場合は、「今年度評価額×60%」の額が課税標準額となります。】
20%未満	「今年度評価額×20%」の額

※負担水準･･･前年度課税標準額／今年度評価額

項目＼年度	平成26年度～令和2年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。 **※住宅用地の負担水準については、平成26年度に90%から100%に引き上げられ、①住宅用地および②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）共に課税標準額の算出内容が変更となっています。**

① 住宅用地

負担水準	今年度の課税標準額
100%以上	**「今年度評価額×住宅用地特例率」の額**
20%以上100%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 **【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】**
20%未満	**「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額** **【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】**

※負担水準･･･前年度課税標準額／(今年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	今年度の課税標準額
70%超	「今年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×5%」の額 **【ただし、今年度評価額×60%」が上限となります。】**
20%未満	**「前年度の課税標準額＋今年度評価額×5%」の額** **【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】**

※負担水準･･･前年度課税標準額／今年度評価額

項目＼年度	令和3年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。 **※令和3年度に限り、①住宅用地においては、本来の課税標準額（今年度の価格に1/6又は1/3を乗じた額）が前年度の課税標準額を超える場合は、今年度の課税標準額を前年度の課税標準額と同額に据置く措置が講じられ、 ②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）においては、本来の課税標準額が前年度の課税標準額を超える場合は、今年度の課税標準額を前年度の課税標準額と同額に据置く措置が講じられています。**

① 住宅用地

負担水準	今年度の課税標準額
100%以上	「今年度評価額×住宅用地特例率」の額
20%以上100%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】
20%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度課税標準額／(今年度評価額×住宅用地特例率)
※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3
200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3

② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）

負担水準	今年度の課税標準額
70%超	「今年度評価額×70%」の額
60%以上70%以下	前年度の課税標準額に据置き
20%以上60%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×5%」の額 【ただし、今年度評価額×60%」が上限となります。】
20%未満	「前年度の課税標準額＋今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】

※負担水準･･･前年度課税標準額／今年度評価額

（固定資産税つづき）

年度 項目	令和4年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。 **※令和4年度に限り、景気回復を期すため、激変緩和の観点から、②商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地）において、負担水準が60%未満の場合、課税標準額を「前年度の課税標準額＋今年度評価額×2.5%（通常5%）」の額とする措置が講じられています。** ① 住宅用地 負担水準 ／ 今年度の課税標準額 100%以上 ／ 「今年度評価額×住宅用地特例率」の額 20%以上100%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】 20%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】 ※負担水準･･･前年度課税標準額／（今年度評価額×住宅用地特例率） ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 今年度の課税標準額 70%超 ／ 「今年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋今年度評価額×**2.5**%」の額 【ただし、今年度評価額×60%」が上限となります。】 20%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋今年度評価額×**2.5**%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】 ※負担水準･･･前年度課税標準額／今年度評価額

年度 項目	令和5年度～令和6年度
そ　の　他	土地については、平成18年度の評価替えに伴い、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方として、評価替年度から3ヵ年の間の税負担について、宅地のうち負担水準の高い土地についてはこれまでの制度を継続し、税負担を抑制する一方、負担水準が低い土地については、制度を簡素なものとしながら税負担をなだらかに引き上げる措置が講じられている。なお、負担水準とは個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。 ① 住宅用地 負担水準 ／ 今年度の課税標準額 100%以上 ／ 「今年度評価額×住宅用地特例率」の額 20%以上100%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】 20%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋今年度評価額×住宅用地の特例率×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×住宅用地の特例率×20%」が下限となります。】 ※負担水準･･･前年度課税標準額／（今年度評価額×住宅用地特例率） ※住宅用地特例率･･･1戸につき200㎡までにおいては、固定資産税1/6・都市計画税1/3 200㎡を超える部分においては、固定資産税1/3・都市計画税2/3 ② 商業地等の宅地（住宅用地以外の宅地） 負担水準 ／ 今年度の課税標準額 70%超 ／ 「今年度評価額×70%」の額 60%以上70%以下 ／ 前年度の課税標準額に据置き 20%以上60%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋今年度評価額×5%」の額 【ただし、今年度評価額×60%」が上限となります。】 20%未満 ／ 「前年度の課税標準額＋今年度評価額×5%」の額 【ただし、「今年度評価額×20%」が下限となります。】 ※負担水準･･･前年度課税標準額／今年度評価額

ウ　軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税）

項目＼年度	昭和25年度	昭和30年度	昭和36年度	昭和40年度	昭和51年度
税　　率	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc 1,000円	軽自動車 二輪のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 営業用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下　年額　650円 50cc～90cc　年額　1,000円 90cc　超　年額　1,300円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　2,000円 三輪のもの　年額　2,600円 四輪以上のもの 乗　用｛営業用　年額　5,200円 自家用　年額　5,200円｝ 貨物用｛営業用　年額　2,900円 自家用　年額　3,300円｝ 小型特殊自動車 農耕作業用　年額　1,300円 その他　年額　3,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額　3,300円 制限税率 標準税率の1.2倍
	昭和29年度	昭和33年度			
	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の 小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円			

エ　市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

項目＼年度	昭和29年度	昭和31年度	昭和33年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度
税　　率	（創　設） 税　率 10/115	税　率 9%	税　率 11%	税　率 12%	税　率 13.4%	税　率 15%

項目＼年度	平成元年度	平成9年度	平成11年度
税　　率	名称が市町村たばこ税に変更された平成元年４月１日以降の売渡し分 従量割　廃止 税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき　948円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,668円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,266円

昭和54年度	昭和59年度	昭和60年度	平成27年度
標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下　年額　700円 50cc～90cc　年額　1,100円 90cc　超　年額　1,450円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　2,200円 三輪のもの　年額　2,850円 四輪以上のもの 乗　用 営業用 年額　5,200円 乗　用 自家用 年額　6,500円 貨物用 営業用 年額　2,900円 貨物用 自家用 年額　3,650円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額　1,450円 その他　年額　4,300円 (3) 二輪の小型自動車 年額　3,650円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下　年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超　年額 1,600円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む） 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗　用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 年額 1,600円 その他 年額 4,700円 (3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円	標準税率 原動機付自転車 (イ) 50cc以下(ニ)に掲げるものを除く。） 年額　1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額　1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額　1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 年額　2,500円	新税率 平成27年度4月1日以降に新車登録した車両 軽三輪　年額　3,900円 四輪以上のもの 乗　用 営業用 年額　6,900円 乗　用 自家用 年額　10,800円 貨物用 営業用 年額　3,800円 貨物用 自家用 年額　5,000円

昭和42年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度
税　率 18.1%	昭和60年４月１日以降の売渡し等分 税　率　従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円	税　率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年５月から昭和62年３月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年３月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。

平成15年度	平成18年度	平成22年度	平成25年度
税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,977円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,412円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	税　率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円

（注）１．昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
２．昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

（軽自動車税つづき）

項目＼年度	平成28年度
税　　率	

○二輪車等

車種区分		税 率
原動機付自転車	50ｃｃ以下	2,000円
	50ｃｃ超90ｃｃ以下	2,000円
	90ｃｃ超125ｃｃ以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪（125ｃｃ超250ｃｃ以下）		3,600円
小型二輪（250ｃｃ超）		6,000円

○軽自動車

車種区分			標準税率					
			旧税率	新税率	重 課	軽 課		
						25%軽減	50%軽減	75%軽減
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	2,900円	1,900円	1,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	3,800円	2,500円	1,300円

令和元年度

令和元年10月1日より、環境性能割が創設。それに伴い現行の軽自動車税を軽自動車税（種別割）に名称変更

令和4年度

○軽自動車

車種区分			標準税率					
			旧税率	新税率	重 課	軽 課		
						25%軽減	50%軽減	75%軽減
三 輪			3,100円	3,900円	4,600円	3,000円	2,000円	1,000円
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	－	－	2,700円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	－	－	1,300円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	－	－	1,000円

（市町村たばこ税つづき）

項目＼年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税　　率	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円（9.30迄） 5,692円（10.1以降） 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円 旧３級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円(9.30迄) 5,692円(10.1以降)	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円(9.30迄) 6,122円(10.1以降)	税率 製造たばこ等 1,000本につき 6,122円(9.30迄) 6,552円(10.1以降)	税率 製造たばこ等 1,000本につき 6,552円

オ　電気税及びガス税（電気ガス税）

項目＼年度	昭和25年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
税　率　等	税　率 0.1	免税点制度が創設された。 月　300円	税　率 9%	税　率 8%	税　率 7% 軽減税率（綿紡等） 2%	免税点 電　気 月　400円 ガ　ス 月　500円

項目＼年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度
税　率　等	免税点 電　気 月　700円 ガ　ス 月 1,400円	免税点 電　気 月　800円 ガ　ス 月 1,600円	税率　６％ 免税点 電　気 月 1,000円 ガ　ス 月 2,100円	電気税とガス税が分離された。 電気税　税率　６％ ５％（１月以降） 免税点　1,200円 2,000円（１月以降） 軽減税率 綿ねん糸等　２％ 毛ねん糸　４％ ガス税　税率　５％ ４％（１月以降） 免税点　2,700円 4,000円（１月以降）

項目＼年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和57年度	平成元年度
税　率　等	ガス税 免税点 7,000円 （６月以降）	電気税 免税点 3,600円 （５月以降） ガス税 免税点 10,000円 （６月以降）	ガス税 免税点 12,000円 （６月以降）	電気税 消費税の創設に伴い ４月１日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い ４月１日廃止

（電気ガス税　つづき）

年度 項目	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度
税　率　等	免税点 ガ　ス 月　700円 軽減税率 （紙）　５％	免税点 ガ　ス 月　800円	免税点 電　気 月　500円 ガ　ス 月 1,000円 軽減税率 （紙）　４％	免税点 電　気 月　600円 ガ　ス 月 1,200円 軽減税率 （毛紡績糸等）　４％

年度 項目	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
税　率　等	電気税 軽減税率(毛紡績糸・生糸等) ２％ ガス税 税　率　３％	電気税 軽減税率(メリヤス等) ２％ ガス税 税　率　３％ (52年１月以降)	電気税 免税点　2,400円 （６月以降） ガス税 免税点　4,800円 （６月以降）	ガス税 免税点　6,000円 （６月以降）

カ　都市計画税

項目＼年度	昭和31年度	昭和39年度	昭和41年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和51年度
税　率　等	都市計画税が創設された。 税率0.2%	税率の激変緩和の暫定措置が講じられた。	昭和41年度から昭和43年度までの新たな負担調整措置が講じられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講じられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講じられた。 なお昭和47年度分に限り特例措置が講じられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するＡ農地について昭和48年度から、Ｂ農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講じられた。	昭和51年度から昭和53年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

昭和53年度	昭和54年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
制限税率0.3%に引き上げられた。	昭和54年度から昭和56年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和57年度から昭和59年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額３万円以上のＣ農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、Ａ、Ｂ農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。	(1) 昭和60年度から昭和62年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。 (2) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講じられた。 　また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講じられた。	昭和63年度から平成２年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。

（都市計画税　つづき）

<table>
<tr><th>項目＼年度</th><th>平成3年度</th><th>平成6年度</th></tr>
<tr><td>税　率　等</td><td>平成３年度から平成５年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。</td><td>(1) 宅 地 等
① 評価替えに伴い小規模住宅用地（200㎡以下）について、課税標準をその価格の３分の１に、また一般住宅用地（200㎡を超える部分）については３分の２とする措置が講じられた。
② 評価額（住宅用地については、①の特例率を乗じた額）の上昇割合が1.8倍を超える土地（宅地・宅地比準によるもの）については、評価の上昇割合に応じて暫定的な課税標準の特例措置（平成６年度～平成８年度）が講じられた。
<table><tr><th>評価の上昇割合</th><th>暫定特例率</th></tr><tr><td>1.8倍を超え、４倍以下のもの</td><td>価格の3/4</td></tr><tr><td>４倍を超え、7.5倍以下のもの</td><td>価格の2/3</td></tr><tr><td>7.5倍を超えるもの</td><td>価格の1/2</td></tr></table>③ 評価替えに伴い平成６年度から平成８年度まで新たな負担調整措置が講じられた。

(2) 生産緑地の指定を受けた農地
評価替えに伴い平成６年度から平成８年度まで固定資産税の一般農地と同様の負担調整措置が講じられた。

(3) 特定市街化区域農地
評価替えに伴い、税負担の増加を抑制するために、課税標準の特例措置（価格の2/3とする。）が講じられた。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>平成7年度</th><th>平成8年度</th><th>平成9年度</th><th>平成15年度</th></tr>
<tr><td>(1) 宅 地 等
① 地価の下落に対応するため、平成６年度からの特例措置に加え、平成７年度と平成８年度の２年間に限り、評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講じられた。
<table><tr><th>上昇割合</th><th>臨時特例率</th></tr><tr><td>2.4倍を超え、4.8倍以下のもの</td><td>価格の3/4</td></tr><tr><td>4.8倍を超え、６倍以下のもの</td><td>価格の3/5</td></tr><tr><td>６倍を超えるもの</td><td>価格の1/2</td></tr></table>② 新たな負担調整措置が講じられた。

(2) 特定市街化区域農地
宅地等と同様、暫定的な特例措置に加え、臨時的な課税標準の特例措置（平成７年度・平成８年度）が講じられた。</td><td>(1) 宅 地 等
地価の下落に対応するため、平成６年度、平成７年度に加え、新たな負担調整措置が講じられた。</td><td>固定資産税課税標準額の算定方法と同様の特例措置を講じ、その差額を減額する措置が講じられた。</td><td>固定資産税と同様の負担調整措置が講じられた。</td></tr>
</table>

キ　木材引取税

項目＼年度	昭和25年度	昭和27年度	昭和32年度	昭和33年度	平成元年度
税　　率	税　率 価　格　　５％	課税標準を容積とすることができることとされた。	税　率 価　格　４％	税　率 価　格　　２％	消費税の創設に伴い４月１日廃止

ク　特別土地保有税

項目＼年度	昭和48年度	昭和57年度	昭和60年度	昭和63年度
税　率　等	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 0.3%	(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において昭和57年４月１日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降２年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課することとされた。	(1) 昭和44年１月１日から昭和57年３月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年３月31日まで３年間に限り延長された。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成２年３月31日まで２年間に限り延長されるとともに昭和63年４月１日以後に取得される土地について免税点が330㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては200㎡）に引き下げられた。 なお適用期間について、平成4年度の改正により、平成4年3月31日まで２年間延長され、更に平成４年度の改正により、平成5年3月31日までに延長された。

平成3年度	平成6年度	平成10年度	平成11年度	平成15年度
(1) 市街化区域内において、保有期間10年を超える土地（昭和57年４月１日以後に取得した土地)については、課税対象外とする措置が撤廃された。. (2) 三大都市圏の特定市において昭和61年１月１日以後に取得した土地の保有並びに平成３年４月１日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税について10年間に限り免税点（標準面積）が1,000㎡に引き下げられた。 (3) 遊休土地に対して課する特別土地保有税が創設された。課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として、都市計画決定された区域内の1000㎡以上の一団の土地。	三大都市圏の特定市の市街化区域における課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の対象から平成６年１月１日以後に取得された土地を除外。	(1) 土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予・納税義務の免除制度の創設。 (2) 地価下落に対応した課税標準額（取得価額）の簡易な修正制度の創設。 (3) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて課税対象から除外する。 (4) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止し、本則による免税点を適用する。 (5) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）の経過措置を廃止する。	(1) 自己使用要件の廃止。（非課税土地・恒久的な建物等の用に供する土地） (2) 徴収猶予中の土地を一定の住宅・宅地供給事業のために譲渡する場合に徴収猶予を継続する制度の創設。（２年間の時限措置） (3) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間の延長措置を創設。	土地の保有及び平成15年１月１日以後の取得に対して課する特別土地保有税の課税措置が停止された。

令和7年度版

税　務　統　計

令和8年2月発行

編集兼
発　行　　和泉市総務部税務室　市民税担当・資産税担当・納税担当

〒594-8501　和泉市府中町二丁目7番5号
0725-41-1551（代表番号）

市民税担当　0725-99-8108（直通番号）
資産税担当　0725-99-8107（直通番号）
納税担当　0725-99-8109（直通番号）